

七戸町次世代育成支援行動計画 (後期)



平成 22 年 3 月

青森県 七戸町

はじめに



我が国では、近年出生数が減少する中で、核家族化の進行、近隣関係の希薄化あるいは、子育てやしつけについて何らかの不安や負担を感じている保護者等、子育てを取り巻く環境の変化や子育てに関わる問題がみられ、七戸町においても例外でなく同じ問題を抱えており、子育て家庭を支え、次代を担う子どもが健やかに成長できる社会を実現することが緊急の課題となっております。

こうした状況に対応すべく、平成 17 年度から 10 年間に亘り次世代育成支援対策行動計画の策定が義務付けられました。

七戸町は、平成 21 年度までに七戸町次世代育成支援行動計画（前期計画）を平成 17 年 3 月に策定し、「安心してすこやかな子どもを生み育てることができるまちしちのへ」の理念のもと、子どもと子育て家庭を支援するため総合的な取組を進めてきました。

しかしながら、将来の少子化の傾向や子育てに対する不安など、子育て家庭をより一層支援していくことが必要とされます。

七戸町では、前期計画の取組を評価しながら、現在の社会情勢や町民のニーズなどを踏まえ、後期行動計画を策定しました。

この計画の実現に向けまして、行政、学校、企業、地域住民等が互いに連携を図りながら、取り組むことが必要であり、町民の方々のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、「子育てに関するニーズ調査」にご協力いただきました保護者のみなさま、また、計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました「策定協議会」及び関係者のみなさまに、心からお礼申し上げます。

平成 22 年 3 月

七戸町長 小 又 勉

目 次

| | |
|----------------------------|----------|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の背景と趣旨..... | 1 |
| 2 計画の位置づけ..... | 2 |
| 3 計画の対象..... | 2 |
| 4 計画の策定体制..... | 3 |
| 調査の目的..... | 3 |
| 調査対象と調査方法..... | 3 |
| 調査の実施時期..... | 3 |
| 配布・回収の結果..... | 3 |
| | |
| 第2章 七戸町の現状 | 4 |
| 1 人口動態..... | 4 |
| (1)人口構造..... | 4 |
| (2)人口推移..... | 5 |
| 総人口及び年齢3区分人口..... | 5 |
| 人口構成比..... | 5 |
| (3)人口推計..... | 6 |
| (4)世帯数..... | 7 |
| (5)自然動態..... | 8 |
| (6)社会動態..... | 8 |
| (7)婚姻・離婚の状況..... | 9 |
| 婚姻・離婚件数の推移..... | 9 |
| 未婚率の推移..... | 10 |
| (8)出生率..... | 11 |
| 2 就業状況..... | 12 |
| (1)男女別就業状況..... | 12 |
| (2)年齢別就業状況..... | 13 |
| (3)産業分類別就業状況..... | 14 |
| 3 子育て支援サービス等の状況..... | 15 |
| (1)児童数の推移..... | 15 |
| (2)保育所の状況..... | 16 |
| (3)幼稚園の状況..... | 16 |
| (4)児童館の状況..... | 17 |
| (5)放課後児童クラブの状況..... | 17 |

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 第3章 計画の基本理念と施策体系 | 18 |
| 1 計画の基本理念..... | 18 |
| 2 計画の基本目標..... | 19 |
| 3 施策の体系..... | 20 |
| 4 特定保育サービスの目標事業量..... | 21 |
| (1)特定保育サービスの目標設定..... | 21 |
| (2)児童数の将来推計について..... | 22 |
| (3)目標事業量一覧表..... | 23 |
| | |
| 第4章 次世代育成支援の諸施策 | 25 |
| 1 地域における子育て支援..... | 25 |
| 現状と課題..... | 25 |
| 子育て支援サービスについて..... | 25 |
| 相談支援・情報提供について..... | 26 |
| 保育サービスについて..... | 27 |
| 小学生の放課後の過ごし方について..... | 28 |
| 今後の方策..... | 28 |
| 地域における子育て支援サービス..... | 29 |
| 保育サービス..... | 30 |
| 子育て支援ネットワーク..... | 31 |
| 児童の健全育成..... | 32 |
| 2 母親と乳幼児の健康確保・増進(母子保健計画)..... | 33 |
| 現状と課題..... | 34 |
| 母子保健事業の状況..... | 34 |
| 母子保健事業について..... | 35 |
| 子どもの生活習慣について..... | 36 |
| 思春期の子どもが直面する問題について..... | 37 |
| 今後の方策..... | 37 |
| 1)施策の目標..... | 38 |
| 2)保健水準の目標..... | 40 |
| 子どもや母親の健康の確保..... | 41 |
| 食育..... | 42 |
| 思春期保健対策..... | 43 |

| | | |
|---|-----------------------|----|
| 3 | 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備 | 44 |
| | 現状と課題 | 44 |
| | 子どもが将来親となるための準備について | 44 |
| | 学校教育、生涯学習について | 45 |
| | 家庭や地域における教育環境について | 45 |
| | 今後の方策 | 46 |
| | 次代の親の育成 | 47 |
| | 学校の教育環境等の整備 | 48 |
| | 家庭や地域の教育力 | 49 |
| | 子どもを取り巻く有害環境対策 | 50 |
| 4 | 子育てを支援する生活環境の整備 | 51 |
| | 現状と課題 | 51 |
| | 住宅、居住環境、道路交通環境について | 51 |
| | 親子での外出先について | 51 |
| | 今後の方策 | 52 |
| | 良質な住宅の確保 | 53 |
| | 良好な居住環境の整備 | 54 |
| | 安全な道路交通環境の整備 | 55 |
| | 安心して外出できる環境の整備 | 56 |
| | 安心・安全なまちづくり | 57 |
| 5 | 職業生活と家庭生活の両立 | 58 |
| | 現状と課題 | 58 |
| | 仕事と子育ての両立について | 58 |
| | 今後の方策 | 59 |
| | 仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し | 60 |
| | 仕事と子育ての両立 | 61 |
| 6 | 子ども等の安全の確保 | 62 |
| | 現状と課題 | 62 |
| | 交通安全の取組について | 62 |
| | 防犯対策について | 63 |
| | 被害児童の保護について | 63 |
| | 今後の方策 | 63 |
| | 交通安全の確保 | 64 |
| | 犯罪等の被害から子どもを守るための活動 | 65 |
| | 被害に遭った子どもの保護 | 66 |

| | |
|----------------------------|-----------|
| 7 要保護児童への対応..... | 67 |
| 現状と課題..... | 67 |
| 児童への虐待について..... | 67 |
| ひとり親家庭への支援について..... | 69 |
| 障がい児への支援について..... | 69 |
| 今後の方策..... | 70 |
| 児童虐待防止対策の充実..... | 71 |
| ひとり親家庭等の自立支援..... | 72 |
| 障がい児施策の充実..... | 73 |
| 第5章 計画の推進..... | 74 |
| 1 計画の推進体制..... | 74 |
| 2 計画の進捗管理..... | 74 |
| 3 計画の周知、広報活動..... | 75 |
| 資料編..... | 77 |
| 七戸町次世代育成支援行動計画策定協議会委員..... | 79 |



七戸町次世代育成支援行動計画(後期)



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年の晩婚化、未婚化、さらには「夫婦出生力の低下」(結婚した夫婦から産まれる子どもの数の減少)などの家庭環境や社会の変化、少子化の急速な進行に対応するため、国は平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、子育て支援に関して、国のみならず、地方公共団体、企業、国民の責務を明確化しました。

この法律により、市町村は、10年という期間を設けて地域における子育て支援策を総合的・効果的に推進することが義務付けられ、前期、後期各5年を1期として、地域における子育て支援、母子の健康増進、教育環境の整備、子育てに良質な住宅・居住環境の確保、仕事と家庭の両立の推進、その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することとなりました。本町においては、合併前の旧七戸町及び天間林村の児童育成計画の見直しを行い、平成17年3月に「七戸町次世代育成支援行動計画」を前期計画として策定しました。

前期計画策定以降の国の動きとしては、平成19年に「少子化社会対策会議」において「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議」が設置され、「就労と出産・子育ての二者択一構造の解消」に向けた「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」が取りまとめられました。重点戦略では、「働き方の見直しによる『仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)』の実現」と「『就労と子育ての両立』、『家庭における子育てを包括的に支援するための枠組みの構築』」の2つの取り組みを「車の両輪」として進めていくことを根幹としており、後期計画では、特に仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のための環境整備や支援が特に重要な課題となります。

このような背景のもと、今回、現行の前期計画を見直し、前期計画の進捗状況等を踏まえ、国が示す策定指針や青森県の「わくわくあおもり子育てプラン」を踏まえ、「七戸町次世代育成支援行動計画(後期)」を策定します。この計画のもと、地域住民と行政が手を取り合い、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを行うことにより、さらなる子育て支援の充実を図ります。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

次世代育成支援地域行動計画は、急速な少子化に対応するための10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づき、市町村に策定が義務付けられた計画です。その内容は、合併以前に旧七戸町及び天間林村の策定した児童育成計画の取り組みを継承するものであり、今後の少子化対策・子育て支援に関する施策を積極的に推進するための指針となるものです。様々な分野に跨る行政施策を子育ての面から見直し、統合した行動計画として、児童育成計画の内容を包含する計画と位置づけられます。

策定にあたっては、町の発展のための基本的な計画である「七戸町長期総合計画」の部門別の個別計画として、前期計画の基本理念等を継承しつつ、「七戸町健康増進計画」、「七戸町母子保健計画」、「七戸町地域福祉計画」、「七戸町男女共同参画計画」などの他の個別計画との整合性を図っています。

(2) 計画期間

次世代育成支援地域行動計画の計画期間は、平成17年度を初年度とし、平成21年度までの5年を前期、平成22年度から平成26年度までの5年を後期とする2期10年間です。

後期計画(平成22年度から26年度までの5年間)においては、前期計画の達成状況の検証などの事業評価や住民の意向調査の結果などを踏まえ、平成22年度から26年度の5年を計画期間における後期5年間に達成すべき目標事業量、施策目標など具体的な定量的目標を再度設定し直しました。

3 計画の対象

(1) 子どもの範囲

この計画における子どもとは、概ね18歳未満の者をいいます。

(2) 計画の対象となる者

この計画は、子ども自身はもとより、その家族、地域社会、企業、行政、各種団体等すべての主体(個人及び団体)を対象とします。

(3) 計画の対象とする分野

この計画の対象とする分野は、福祉、保健、医療、教育、労働、住宅、都市計画、生活環境など子育てにかかわる社会のあらゆる分野とします。

4 計画の策定体制

子育てを支援する施策や保育サービスのあり方については、子育て世帯はもとより広く住民の意見に耳を傾け、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、本計画の見直しに際し、以下のような取り組みを行いました。

(1) 策定協議会の設置

本計画の策定にあたっては、社会生活課を中心にした庁内関係各課の連携はもちろん、学識経験者、児童福祉関係者、教育関係者、保健医療関係者、住民代表等の幅広い意見を聞く必要があります。そのため、七戸町次世代育成支援行動計画策定協議会において、計画内容の審議、検討を行うとともに、協議会を通じ、委員の意見を聴取し、それを計画に反映させて策定しました。

(2) アンケート調査

調査の目的

七戸町次世代育成支援行動計画の後期計画（平成22年度～平成26年度）を策定するにあたり、前期計画（平成17年度～平成21年度）の中間評価を行い、地域住民の子育て支援に関する実態や意見・要望、今後の保育サービス等のニーズを把握することを主たる目的として実施しました。

調査対象と調査方法

| 対 象 | 調査方法 |
|---|--|
| ）就学前児童保護者： 町内において就学前児童がいる世帯から 505件 | 就園児の保護者については、保育園、幼稚園を通じた配布・回収 就園していない児童の保護者については、郵送による配布・回収 |
| ）小学校児童保護者： 町内において小学校3年生までの児童がいる世帯 418件 | 小学校を通じた配布・回収 |

調査の実施時期

平成21年5～6月

配布・回収の結果

| 対 象 | 配布数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|-----------|------|-------|-------|
| ）就学前児童保護者 | 505件 | 468件 | 92.7% |
| ）小学校児童保護者 | 418件 | 340件 | 81.3% |

第2章 七戸町の現状

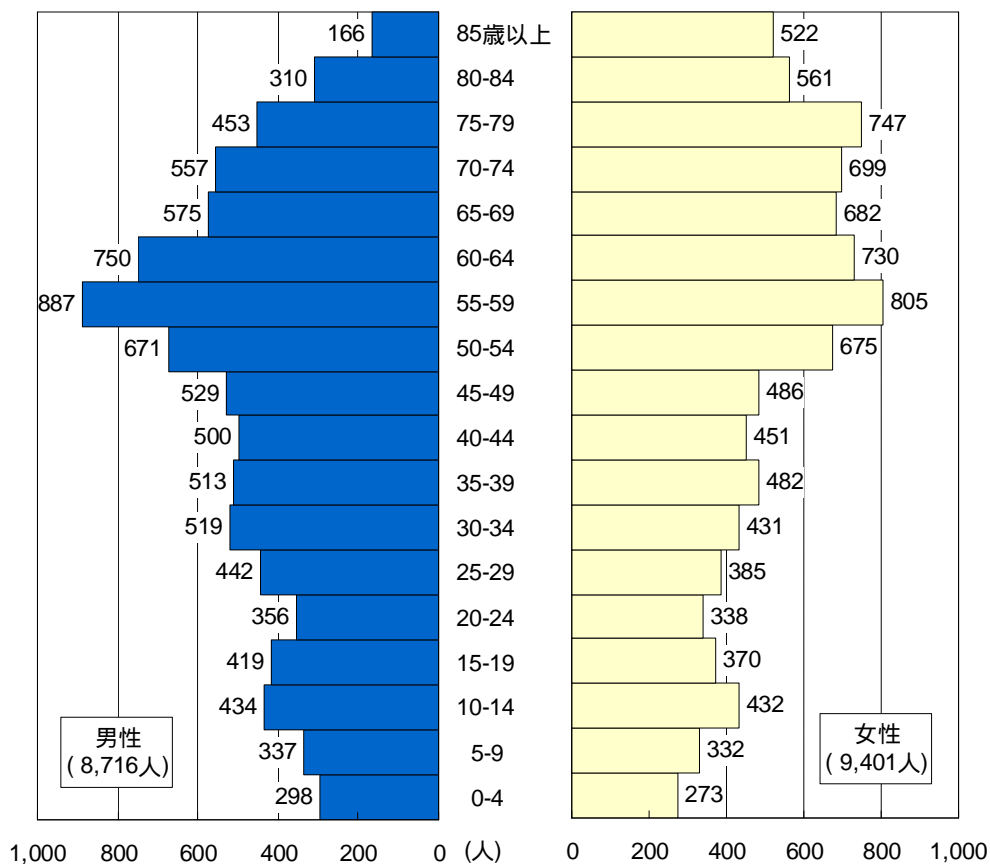
1 人口動態

(1) 人口構造

平成21年3月末時点での人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来の人口減少が予測される「壺型」(「ひょうたん型」)となっています。

現状でも年齢構成が高齢者偏重となりつつありますが、今後5年以内には昭和22～24年生まれの「団塊の世代」(戦後の第一次ベビーブーム世代)が65歳以上となることから、高齢者のさらなる増加が予測されます。

人口ピラミッド



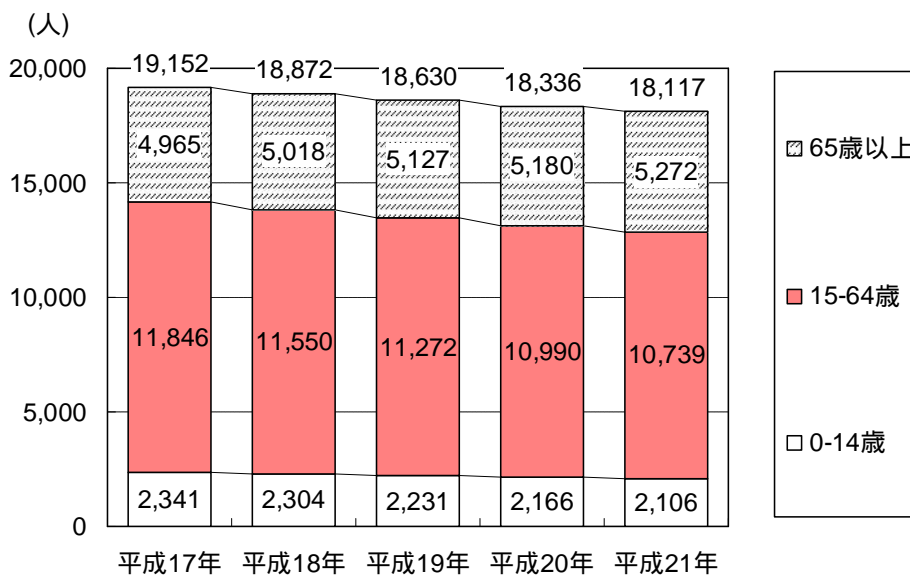
資料：住民基本台帳（平成21年3月末現在）

(2) 人口推移

総人口及び年齢3区分人口

本町の人口推移は、平成17年からの5年間で1,000人余り減少し、平成21年3月末現在の人口は、18,117人となっています。年齢3区分人口では、0-14歳の年少人口が年々減少傾向にあることが分かります。

人口推移

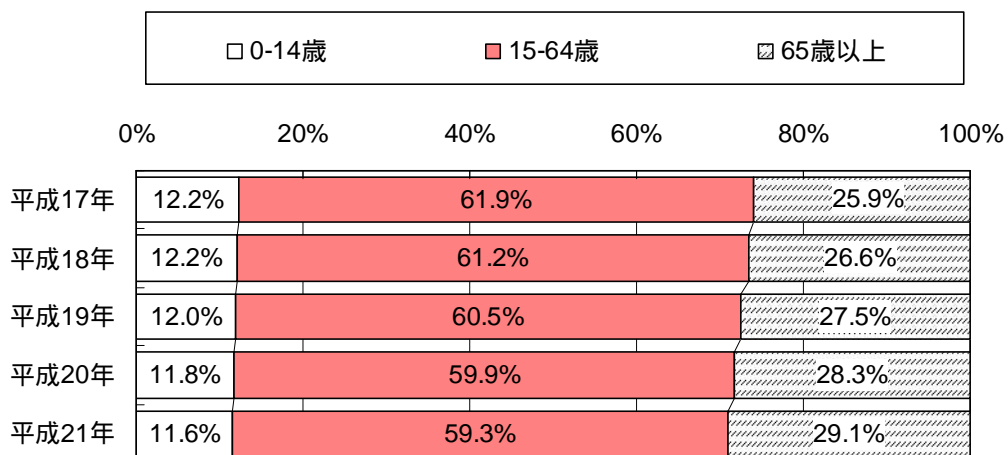


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

人口構成比

年齢3区分人口構成では、年少人口(0-14歳)、生産年齢人口(15-64歳)が減少傾向、高齢者人口(65歳以上)の割合が増加傾向にあることから少子高齢化の進行がうかがえます。平成21年3月末時点では、年少人口割合11.6%、生産年齢人口割合59.3%、高齢者割合29.1%となっています。

年齢3区分人口構成比



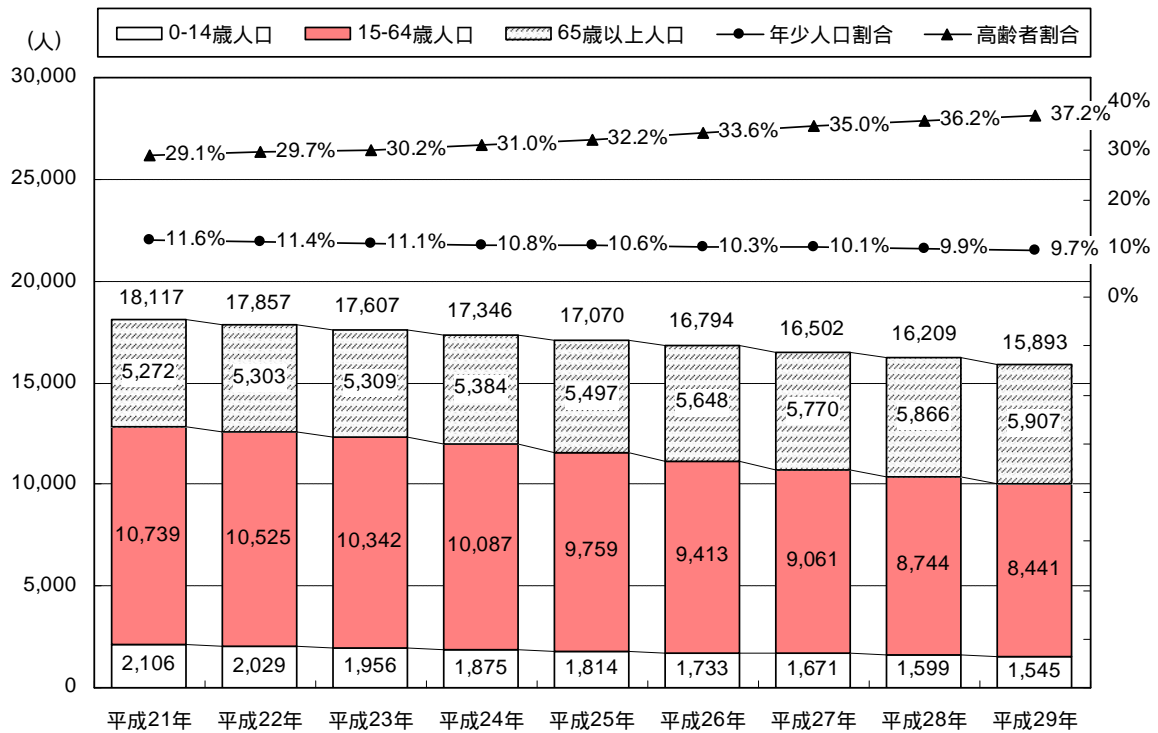
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(3) 人口推計

本町の平成18年から平成21年の住民基本台帳の実績人口を基に、平成22年以降の将来人口をセンサス変化率法により推計したところ、総人口は減少傾向で推移し、平成29年には15,893人となりました。

また、高齢者数は増加傾向、0-14歳の年少人口及び15-64歳の生産年齢人口は減少傾向で推移するものと見込まれます。

将来人口の推移



平成18年～平成21年の住民基本台帳を基にセンサス変化率法により算出した人口推計結果である。

(4) 世帯数

世帯数は横ばいもしくは若干の増加傾向で推移していると言え、平成17年の一般世帯数は5,803世帯となっています。

しかし、6歳未満親族のいる世帯数、18歳未満親族のいる世帯数をみると、いずれも平成7年から17年にかけて一貫して減少を続けています。

世帯数の推移

| | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|
| 一般世帯数 | 5,765世帯 | 5,859世帯 | 5,803世帯 |
| 核家族世帯数 (対一般世帯数比) | 2,852世帯 49.5% | 2,896世帯 49.4% | 2,929世帯 50.5% |
| その他の親族世帯 (対一般世帯数比) | 1,997世帯 34.6% | 1,884世帯 32.2% | 1,764世帯 30.4% |
| 非親族世帯 (対一般世帯数比) | 6世帯 0.1% | 9世帯 0.2% | 10世帯 0.2% |
| 単独世帯数 (対一般世帯数比) | 910世帯 15.8% | 1,070世帯 18.3% | 1,100世帯 19.0% |

資料：国勢調査

児童のいる世帯の状況

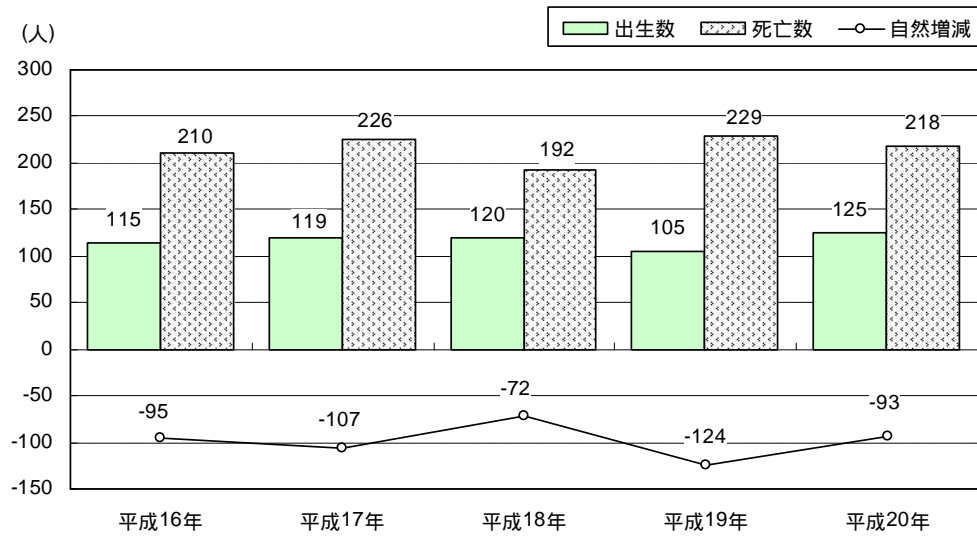
| | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 |
|---------------------|---------|---------|---------|
| 一般世帯数 | 5,765世帯 | 5,859世帯 | 5,803世帯 |
| 一般世帯人員 | 19,534人 | 18,603人 | 17,760人 |
| 親族人員 | 19,511人 | 18,576人 | 17,735人 |
| (再掲) 6歳未満親族のいる一般世帯 | | | |
| 世帯数 | 741世帯 | 705世帯 | 593世帯 |
| 世帯人員 | 3,896人 | 3,558人 | 3,002人 |
| 6歳未満親族人員 | 988人 | 920人 | 763人 |
| (再掲) 18歳未満親族のいる一般世帯 | | | |
| 世帯数 | 2,219世帯 | 1,916世帯 | 1,603世帯 |
| 世帯人員 | 11,033人 | 9,298人 | 7,692人 |
| 18歳未満親族人員 | 4,087人 | 3,351人 | 2,790人 |

資料：国勢調査

(5) 自然動態

出生数と死亡数の推移では、いずれの年も死亡数が出生数を上回っており、平成20年における自然増減はマイナス93人となっています。

自然動態

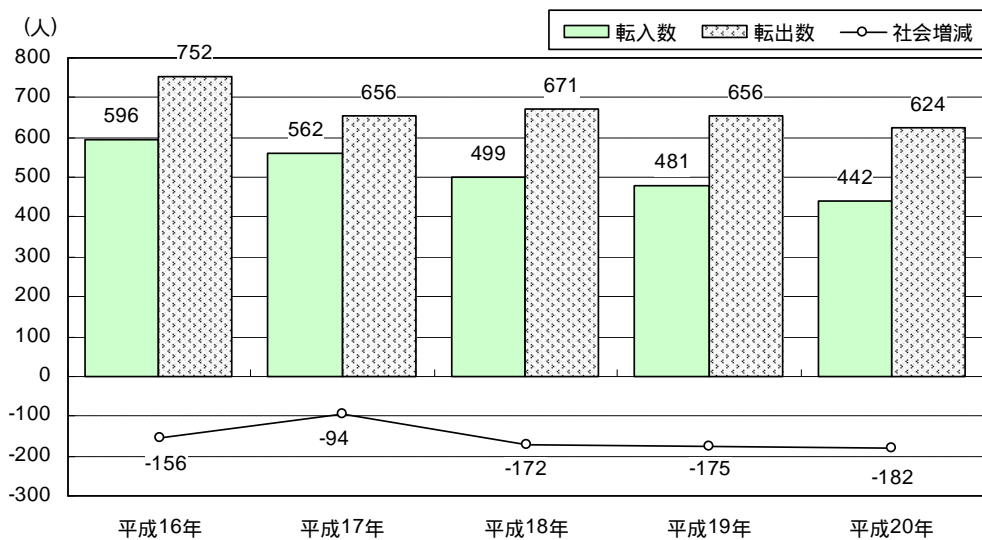


資料：青森県人口移動統計

(6) 社会動態

転入数と転出数の推移では、いずれの年も転出数が転入数を上回っており、平成20年における社会増減はマイナス182人となっています。

社会動態



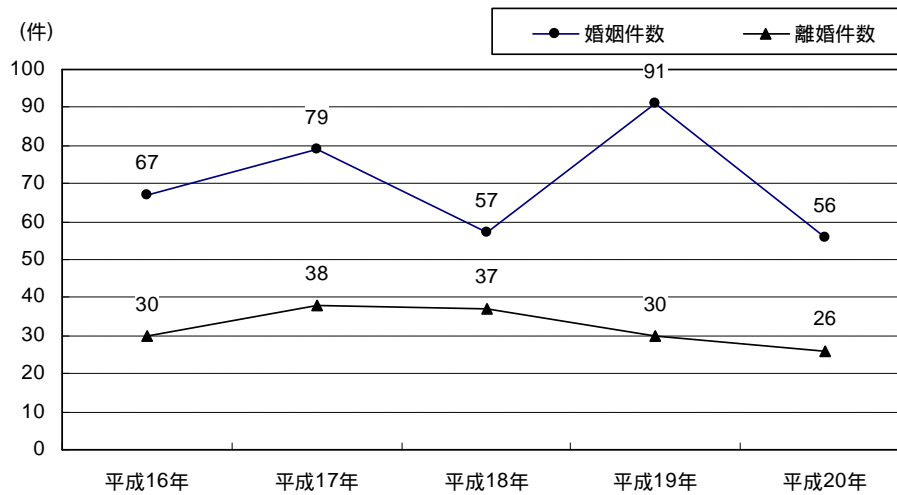
資料：青森県人口移動統計

(7) 婚姻・離婚の状況

婚姻・離婚件数の推移

本町の婚姻件数は年によって異なり、平成20年では56件となっています。
離婚件数は、横ばいの傾向にあり、平成20年では26件となっています。

婚姻件数・離婚件数の推移

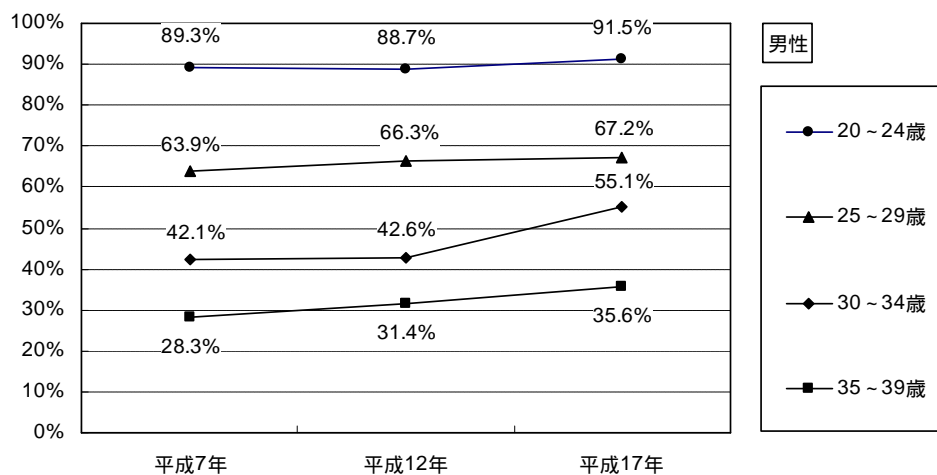


資料：青森県保健統計年報

未婚率の推移

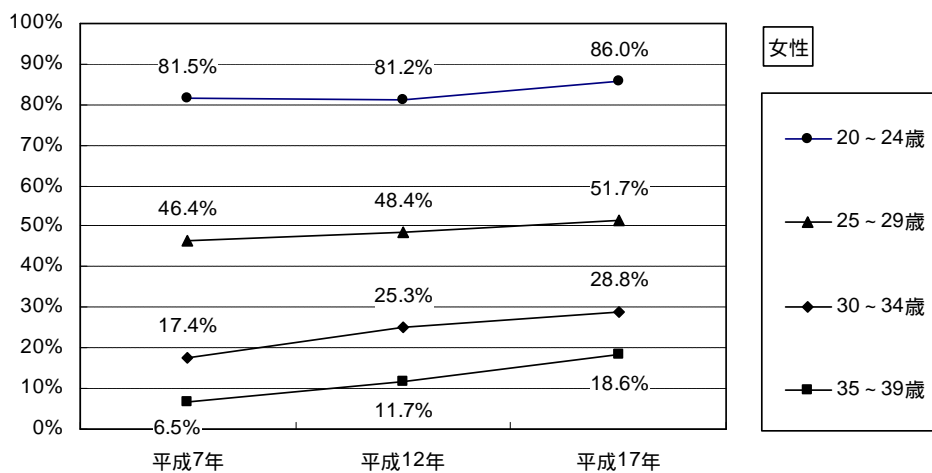
平成7年から17年にかけて、男性、女性ともにいずれの年代も未婚率は上昇していることが分かります。その中で、男女ともに、「30～34歳」、「35～39歳」の30代の未婚率の上昇の度合が顕著となっており、晩婚化が進展している状況がうかがえます。

男性の未婚率



資料：国勢調査

女性の未婚率

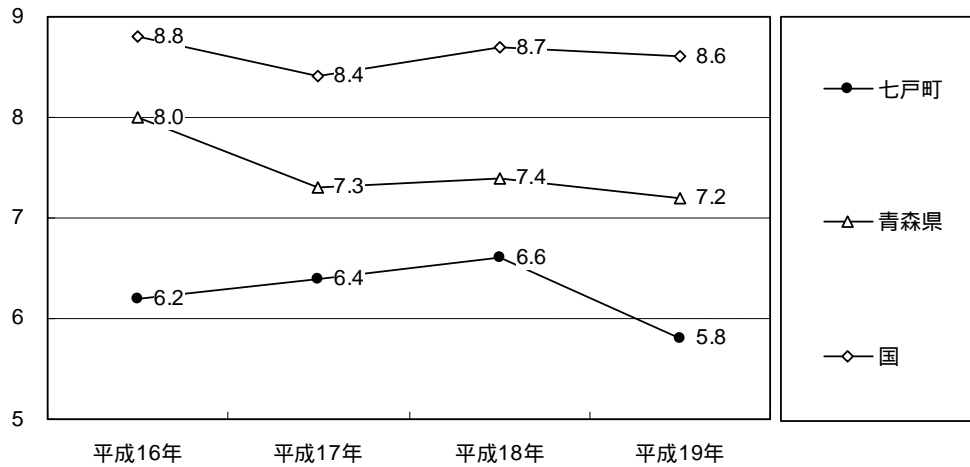


資料：国勢調査

(8) 出生率

本町の出生率は、過去5年間ではいずれの年も国及び青森県の数値を下回っており、平成19年では5.8となっています。

出生率の推移



資料：青森県保健統計年報

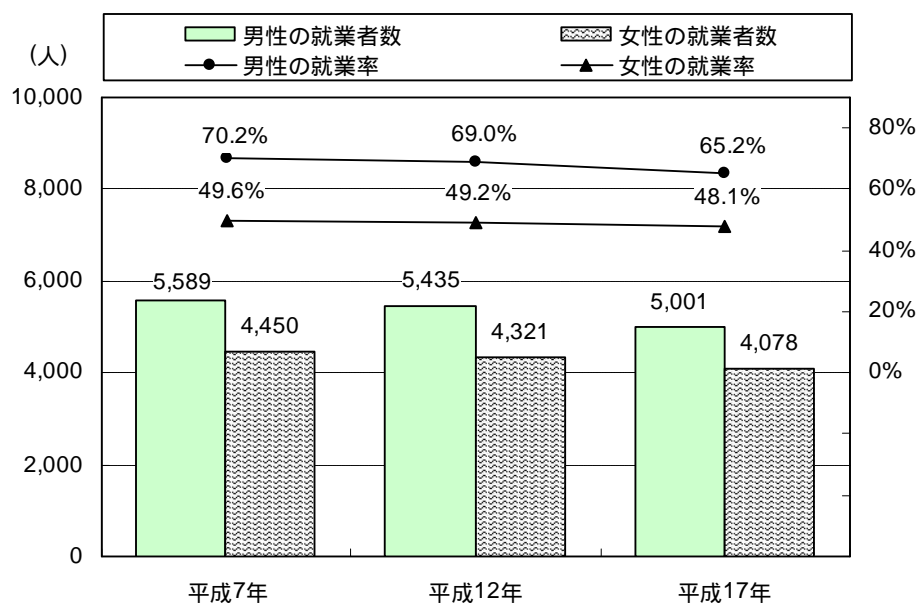
2 就業状況

(1) 男女別就業状況

男女別にみた就業状況では、男性、女性ともに就業者数、就業率いずれも減少傾向にあります。

平成17年の就業者数は平成7年よりも、男性で約600人、女性で約400人減少しています。また、就業率については平成17年において男性が65.2%、女性が48.1%と、平成7年との比較では男性で5.0ポイント、女性で1.5ポイント減少しており、男性の減少幅が大きいことが分かります。

男女別就業状況



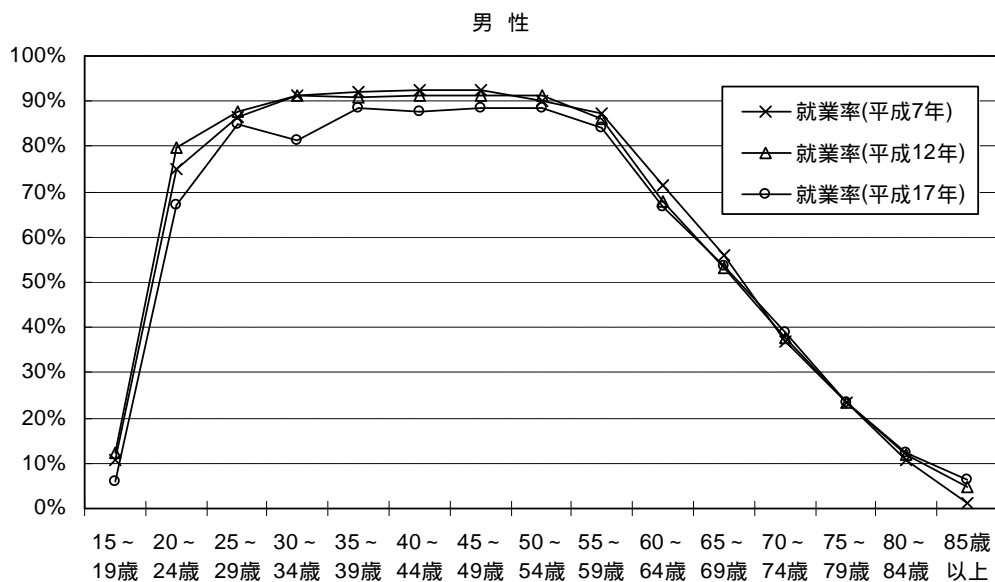
資料：国勢調査

(2) 年齢別就業状況

また、男女それぞれの年齢別の就業率をみると、男性のほうが全体的に就業率が高く、男女とも60代から大きく低下しています。

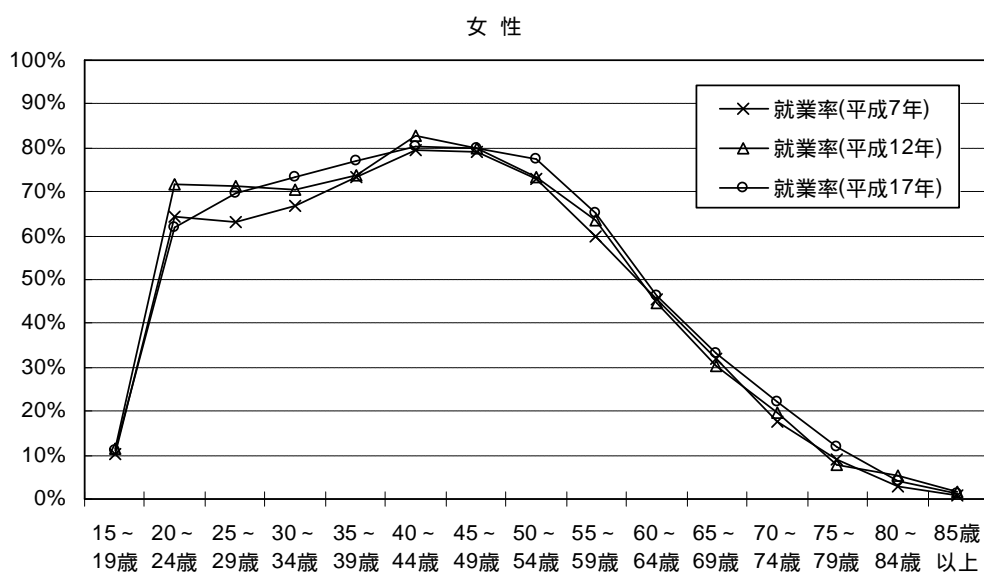
男性については、景気停滞の影響から平成17年において20代後半、30代前半の就業率の落ち込みが目立っています。また、女性については、30代までの就業率の上昇、40代の就業率の低下により、従来は20代から30代前半で落ち込む形から男性の示す曲線の形に近づいている状況がうかがえます。

年齢別就業率（男性）



資料：国勢調査

年齢別就業率（女性）



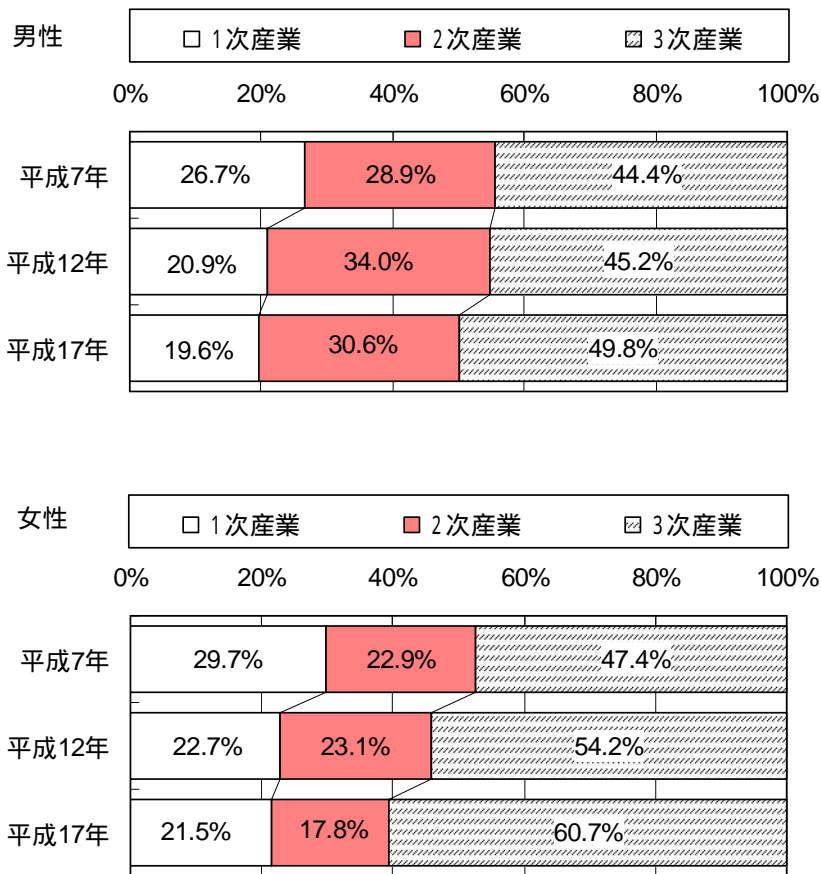
資料：国勢調査

(3) 産業分類別就業状況

男女別に産業分類による就業者割合をみると、男性は1次産業就業者割合の減少と第3次産業における就業割合の増加がみられます。

女性についても男性と同様の傾向となっておりますが、第3次産業就業者割合の増加が特に顕著となっております。平成17年には60.7%に達しています。第3次産業については、「サービス業」、「卸売・小売業・飲食店」などをはじめ、日曜・祝日に関係なく労働している場合が多いことから多様な働き方にあわせた支援の必要性が高まることが予想されます。

男女別産業分類による就業者割合



資料：国勢調査

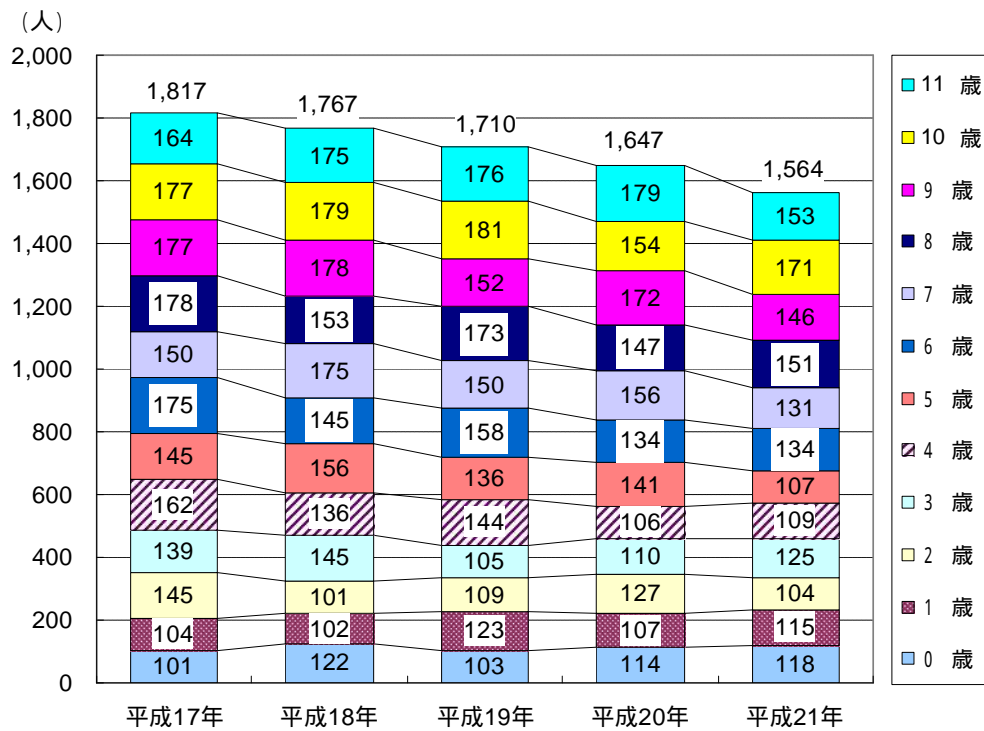
3 子育て支援サービス等の状況

(1) 児童数の推移

11歳までの児童数の推移についても、人口と同様に減少傾向で推移しています。

年例別に児童数の推移をみると、平成17年から平成21年にかけて多くの年齢において児童数は減少している中で、0歳、1歳においては増加していることがわかります。

児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 保育所の状況

町内の保育所については、平成21年4月1日現在で公立保育所が民営化され、町内のすべての保育所が私立となり、私立6施設です。

保育児童数は年々減少傾向となっており、平成21年10月1日現在では計525人となっています。

各保育所の入所児童数の推移

(単位：人)

| 保育所名 | 定員 | 入 所 児 童 数 | | | | | | |
|------------|---------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 公立 | 道ノ上保育所 ¹ | 140 | 151 | 135 | 128 | 120 | 108 | - (民営化) |
| | 榎林保育所 ² | 80 | 75 | - (民営化) | - | - | - | - |
| | 小 計 | - | 226 | 135 | 128 | 120 | 108 | - |
| 私立 | 城南保育園 | 100 | 115 | 123 | 114 | 110 | 102 | 93 |
| | 城北保育園 | 90 | 110 | 100 | 98 | 92 | 102 | 109 |
| | 明照保育園 ³ | 90 | 92 | 92 | 87 | 78 | 69 | 63 |
| | 天間みどり保育園 | 60 | 57 | 49 | 51 | 51 | 62 | 49 |
| | 榎林保育園 ² | 80 | - | 74 | 73 | 77 | 74 | 85 |
| | 道ノ上保育園 ¹ | 120 | - | - | - | - | - | 111 |
| | 小 計 | - | 374 | 438 | 423 | 408 | 409 | 510 |
| 他市町村 | - | 25 | 26 | 27 | 22 | 19 | 15 | |
| 合 計 | - | 625 | 599 | 578 | 550 | 536 | 525 | |

各年度10月1日現在。

1 平成21年度より民営化

3 平成21年度より定員70人

資料：七戸町 社会生活課

2 平成17年度より民営化

(3) 幼稚園の状況

町内の幼稚園については、平成21年4月現在、七戸地区に1園あります。

園児数は年によって異なり、平成21年度では29人と減少傾向になっています。

各幼稚園の入所園児数の推移

(単位：人)

| 幼稚園名 | 定員 | 入 所 園 児 数 | | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----|
| | | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 公立 | 七戸幼稚園 | 75 | 35 | 32 | 43 | 51 | 42 | 29 |
| 合 計 | 75 | 35 | 32 | 43 | 51 | 42 | 29 | |

各年度10月1日現在。

資料：七戸町 社会生活課

(4) 児童館の状況

町内の児童館については、平成21年4月1日現在、2館あります。

利用者数は平成16年度から増加傾向にあり、平成21年度では12月末で16,939人となっています。

児童館利用者数の推移

(単位：人)

| 児童館名 | | 利用者数 | | | | | |
|------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| 公立 | 城南児童館 | 14,606 | 13,808 | 16,366 | 17,523 | 17,638 | 7,676 |
| | 城北分館 | 13,280 | 17,022 | 18,037 | 18,906 | 15,785 | 9,263 |
| 合計 | | 27,886 | 30,830 | 34,403 | 36,429 | 33,423 | 16,939 |

平成16年度～20年度実績、平成21年度は12月末現在。

資料：七戸町 社会生活課

(5) 放課後児童クラブの状況

町内には平成21年4月1日現在、城南児童クラブ、城北児童クラブ、西小学童クラブ、東小学童クラブの計4か所の放課後児童クラブが設置されています。また、放課後児童クラブ登録児童数は、平成21年5月1日現在で、405人となっています。

放課後児童クラブの状況

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 設置数 | 4か所 | 4か所 | 4か所 | 4か所 | 4か所 | 4か所 |
| 登録児童数 | 296人 | 364人 | 362人 | 441人 | 383人 | 405人 |
| 年間利用者数 | 45,055人 | 49,151人 | 49,271人 | 58,742人 | 52,817人 | 35,372人 |
| 年間開所数 | 295日 | 294日 | 295日 | 295日 | 295日 | 294日 |
| 利用者数(1日平均) | 152人 | 167人 | 167人 | 199人 | 179人 | 160人 |
| 総指導員数 | 12人 | 14人 | 15人 | 15人 | 16人 | 18人 |

平成16年度～20年度実績、平成21年度は12月末現在。

資料：七戸町 社会生活課

第3章 計画の基本理念と施策体系

1 計画の基本理念

前期計画を見直して策定する「七戸町次世代育成支援行動計画（後期）」において、計画の基本理念は前期計画から継承するものとし、引き続き以下のように定めます。

安心して
すこやかな子どもを
生み育てることができるまち
しちのへ

この基本理念のもと、本町における長期的な子育て支援と少子化対策の総合的な指針となるよう計画内容を定めます。

さらに、計画を推進することにより、子育てをする家庭が安心と喜びを持って子育てができるよう、町全体で子育てを支援し、その結果、子どもたちが豊かなふるさとの自然環境の中ですこやかに育つことのできる町の実現を目指します。

2 計画の基本目標

次世代育成支援行動計画の基本理念を実現するために前期計画において掲げた以下の4つの基本目標を、後期においても引き続き基本目標として掲げ、総合的な子育て支援施策の展開を図ります。

安心して出産ができ、子どもを育てることの喜びを実感できるまちづくり

七戸町において安心して妊娠・出産ができ、子どもの幸せを第一に考えながら、充実した子育てができる環境づくりを推進します。

子どもが健やかに育つことができるまちづくり

健やかな成長の基盤となる幼少期の健康管理と指導の充実を図るとともに、生涯を通じた健康づくりを推進します。

みんなで子育てを支えることができるまちづくり

子どもをもつすべての人が安心してゆとりある子育てができるよう、地域の人々とともに様々な子育て支援を推進します。

7つのことができる子どもづくり

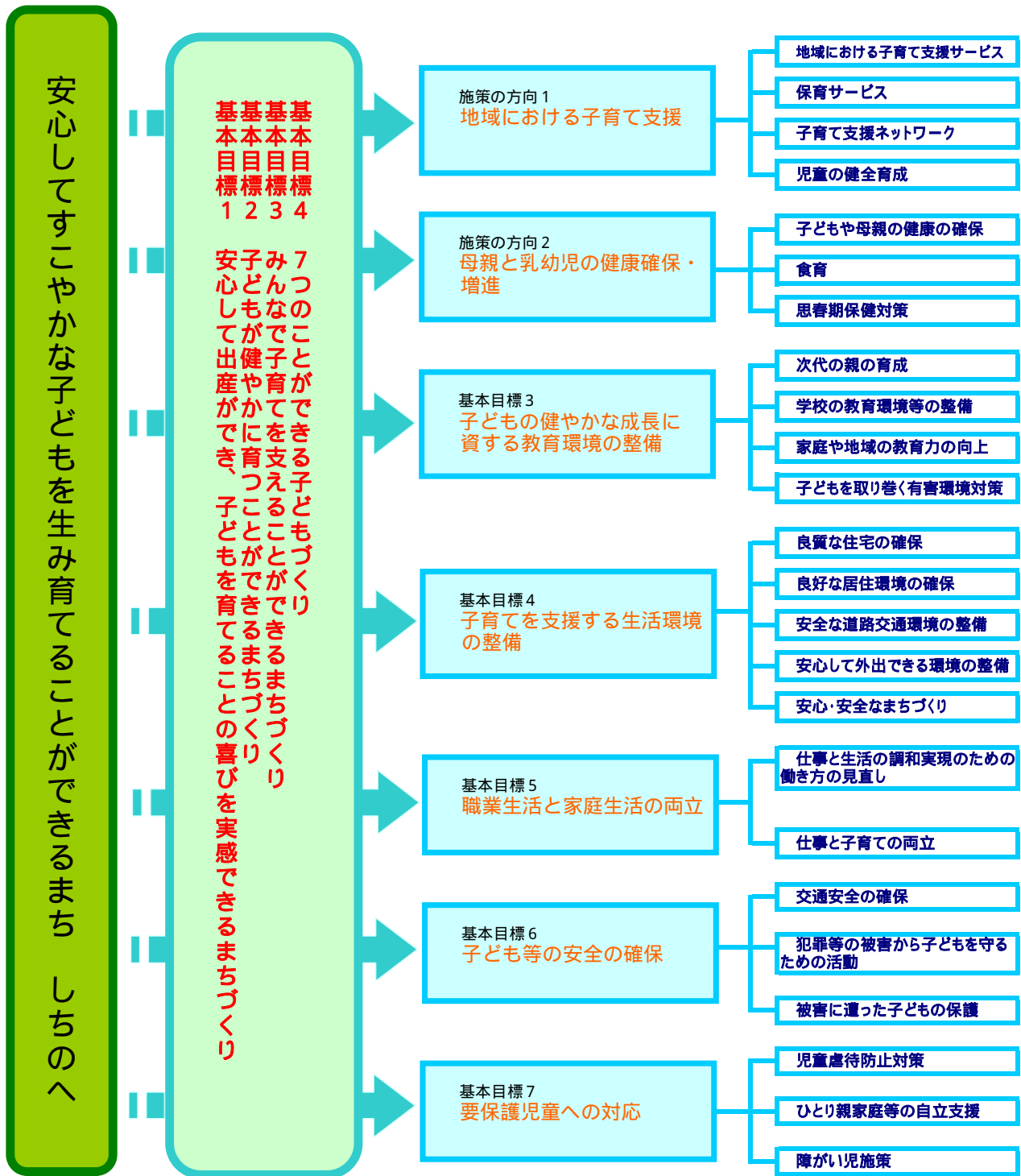
成長の指針として七戸町の子ども理想像を描き、その実現に向けて、家庭はもちろん学校や地域において親身になった教育・指導を推進します。

まっすぐな心を持つ子
 気持ちのやさしい子
 思いやりのある子
 まじめに何事にも一生懸命に取り組む子
 つまずいても負けないたくましい子
 おおきな夢と希望を抱き笑顔があふれる子
 おとうさん、おかあさん、おじいちゃん、おばあちゃんを大切する子

3 施策の体系

本計画における施策の体系を図に表すと、以下のとおりになります。

< 基本理念 > < 基本目標 > < 施策の方向 > < 施策目標 >



4 特定保育サービスの目標事業量

(1) 特定保育サービスの目標設定

特定保育サービスとは、次世代育成支援行動計画策定にあたって各市町村を通じてニーズ量の把握や目標事業量設定が期待されると位置付けられた重点事業です。具体的なサービスの内容については以下のとおりです。

| サービス名称 | サービス内容 |
|--------------------------|---|
| 1 平日昼間の保育サービス | 平日、保護者の就労等により保育に欠ける就学前児童を保育所等で預かるサービスです。 |
| 2 夜間帯の保育サービス | 保護者の就労等により保育に欠ける就学前児童を平日のおおむね午後6時以降に保育園等で預かるサービスです。 |
| 延長保育事業 | 通常保育の時間帯の前後に延長して児童を預かる事業です。 |
| 夜間保育事業 | 夜間、おおむね午後10時まで児童を預かる事業です。 |
| トワイライトステイ事業 | 保護者の仕事等の理由によって帰宅が夜間にわたる場合や、休日の勤務等の場合に児童を預かるもので、食事の提供、宿泊も可能な事業です。 |
| 3 休日保育事業 | 保護者の就労等により保育に欠ける就学前児童を休日に認可保育所で預かるサービスです。 |
| 4 病児・病後児保育事業 | 保育所通所中の児童が病気等の際に、集団保育の困難な期間、その児童を保育所、病院等に付設された専用スペースなどで一時的に預かるサービスです。 |
| 体調不良型 | 保育中に子どもが微熱を出すなど体調不良になった場合に緊急的に保育園で保育を継続できます。 |
| 病児対応型 | 病気の療養期間に対応する保育です。 |
| 病後児対応型 | 病気の回復期に対応する保育です。 |
| 5 一時預かり事業 | 常態として保育サービスに児童を預けていない保護者が、買い物等の私用や冠婚葬祭や病気、リフレッシュなどのために、一時的に子どもを預けたいとき、施設において昼間の時間帯で預かる保育サービスです。 |
| 6 ショートステイ事業 | 保護者の疾病、仕事あるいは社会的事由、育児疲れ等により、育児や養育が一時的に困難になった家庭の児童又は緊急一時的に保護を必要とする母子等を短時間(原則7日間)児童養護施設等で預かる事業です。 |
| 7 放課後児童健全育成事業 | 保護者が就労等で昼間家庭に居ない小学校児童に対し、授業の終了後などに学校等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。 |
| 8 放課後子ども教室事業 | 活動拠点を設け、地域の方々の参画を得ながら、子どもたちの勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを推進する事業です。 |
| 9 地域子育て支援拠点事業 | 保護者の子育ての不安感を軽減することを目的に、子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進する事業です。 |
| ひろば型 (つどいの広場) | 就学前児童(特に0~3歳)を持つ保護者が、子どもを連れて気軽に集い、情報交換、育児相談、交流などができる場を提供する事業です。 |
| センター型 (地域子育て支援センター事業) | 地域子育て支援センターを設置し、育児不安等についての相談指導、子育て講座の実施や子育てサークル活動の支援などを行う事業です。 |
| 児童館型 | 民営の児童館内で一定時間、つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援を行う事業です。 |
| 10 ファミリーサポートセンター事業 | 地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児に関する相互支援を行う会員組織活動を推進する事業です。 |

(2) 児童数の将来推計について

本町の人口推計結果から、11歳までの児童数をみると、今後は減少傾向で推移するものと見込まれます。

年代別の内訳をみると、6歳以上の小学校児童は一貫して減少傾向、また、6歳未満の就学前児童は平成24年以降に減少に向かうものと推察されます。

推計児童数(0~11歳)

(単位:人)

| 区分 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | |
|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|
| | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | |
| 就学前児童 | 3歳未満児 | 337 | 345 | 338 | 320 | 307 | 291 | 276 | 261 | 245 |
| | 0歳児 | 118 | 107 | 106 | 100 | 94 | 90 | 85 | 79 | 74 |
| | 1歳児 | 115 | 120 | 109 | 108 | 102 | 96 | 92 | 87 | 81 |
| | 2歳児 | 104 | 118 | 123 | 112 | 111 | 105 | 99 | 95 | 90 |
| | 3歳以上児 | 341 | 338 | 348 | 347 | 355 | 348 | 330 | 317 | 301 |
| | 3歳児 | 125 | 105 | 119 | 124 | 113 | 112 | 106 | 100 | 96 |
| | 4歳児 | 109 | 125 | 105 | 119 | 124 | 113 | 112 | 106 | 100 |
| | 5歳児 | 107 | 108 | 124 | 104 | 118 | 123 | 112 | 111 | 105 |
| | 計 | 678 | 683 | 686 | 667 | 662 | 639 | 606 | 578 | 546 |
| | 小学校児童 | 6~8歳児 | 416 | 367 | 342 | 330 | 327 | 337 | 336 | 344 |
| 6歳児 | | 134 | 105 | 106 | 122 | 102 | 116 | 121 | 110 | 109 |
| 7歳児 | | 131 | 134 | 105 | 106 | 122 | 102 | 116 | 121 | 110 |
| 8歳児 | | 151 | 128 | 131 | 102 | 103 | 119 | 99 | 113 | 118 |
| 9~11歳児 | | 470 | 466 | 423 | 407 | 358 | 333 | 321 | 318 | 328 |
| 9歳児 | | 146 | 150 | 127 | 130 | 101 | 102 | 118 | 98 | 112 |
| 10歳児 | | 171 | 147 | 151 | 128 | 131 | 102 | 103 | 119 | 99 |
| 11歳児 | | 153 | 169 | 145 | 149 | 126 | 129 | 100 | 101 | 117 |
| 計 | | 886 | 833 | 765 | 737 | 685 | 670 | 657 | 662 | 665 |
| 合計 | 1,564 | 1,516 | 1,451 | 1,404 | 1,347 | 1,309 | 1,263 | 1,240 | 1,211 | |

平成21年度は住民基本台帳(各年4月1日現在)による実績値。

(3) 目標事業量一覧表

特定保育サービスの目標事業量

| サービス名称 | | (単位) | 事業量 平成 21年度 | 目標量 平成 26年度 | 参考値 平成 29年度 | 備考 | |
|--------|-----------------|----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|
| 1 | 平日昼間の保育サービス | | | | | | |
| 3歳未満児 | 認可保育所 | (人) | 236 | 205 | 173 | 21年度は8月時点での見込み実績 | |
| | 保育5サービス(1) | (人) | 0 | 0 | 0 | | |
| | うち 家庭的保育事業 | (人) | 0 | 0 | 0 | | |
| 3歳以上児 | 認可保育所 | (人) | 307 | 278 | 240 | 21年度は8月時点での見込み実績 | |
| | 保育5サービス | (人) | 0 | 0 | 0 | | |
| | 保育6サービス(2) | (人) | 317 | 319 | 285 | 21年度は8月時点での見込み実績 | |
| 区分無 | 特定保育事業 | (人) | 0 | 0 | 0 | | |
| | | (か所) | 0 | 0 | 0 | | |
| 2 | 夜間帯の保育サービス | | | | | | |
| | 延長保育事業 | (人) | 187 | 167 | 143 | 21年度は8月時点での見込み実績 | |
| | | (か所) | 6 | 6 | 6 | 21年度は8月時点での見込み実績 | |
| | 夜間保育事業 | (人) | 0 | 0 | 0 | | |
| | | (か所) | 0 | 0 | 0 | | |
| | トワイライトステイ事業 | (人) | 0 | 0 | 0 | | |
| | | (か所) | 0 | 0 | 0 | | |
| 3 | 休日保育事業 | (人) | 228 | 219 | 187 | 21年度は8月時点での見込み実績 | |
| | | (か所) | 1 | 5 | 5 | 21年度は8月時点での見込み実績 | |
| 4 | 病児・病後児保育事業 | | | | | | |
| | 病児・病後児対応型 | (日数) | 352 | 960 | 820 | | |
| | | (か所) | 2 | 2 | 2 | 21年度は8月時点での見込み実績 | |
| | うち 病後児対応型 | (日数) | 352 | 960 | 820 | | |
| | | (か所) | 2 | 2 | 2 | 21年度は8月時点での見込み実績 | |
| | 体調不良型 | (日数) | | | | | |
| | | (か所) | | | | | |
| 5 | 一時預かり事業 | (日数) | 1060 | 1,272 | 1,093 | | |
| | | (か所) | 5 | 6 | 6 | 21年度は8月時点での見込み実績 | |
| 6 | ショートステイ事業 | (か所) | | | | | |
| 7 | 放課後児童健全育成事業 | (人) | 283 | 247 | 247 | 21年度は8月時点での見込み実績 | |
| | | (か所) | 4 | 4 | 4 | 21年度は8月時点での見込み実績 | |
| 8 | 放課後子ども教室 | (か所) | 3 | 4 | 4 | | |
| 9 | 地域子育て支援拠点事業 | (か所) | 5 | 5 | 5 | 21年度は8月時点での見込み実績 | |
| | うち ひろば型 | (か所) | | | | | |
| | | うち センター型 | (か所) | 5 | 5 | 5 | 21年度は8月時点での見込み実績 |
| | | | うち 児童館型 | (か所) | | | |
| 10 | ファミリーサポートセンター事業 | (か所) | | | 1 | | |

1 保育5サービス:認可保育所、家庭内保育(保育ママ)、事業所内保育施設・自治体の認証・認定保育施設、その他の保育施設

2 保育6サービス:保育5サービス+幼稚園の預かり保育

特定保育サービスの目標事業量を設定する目標年度は、本計画の最終年度である平成 26 年度です。事業量の設定については、新待機児童ゼロ作戦 の最終年度である平成 29 年度における目標事業量も勘案して行いました。

なお、平成 29 年度の事業量については、平成 21 年度に実施したアンケート調査の結果を用いる国が示した標準的な方法に従い、潜在的なサービス利用希望の割合、推計人口などから必要と見込まれるニーズ量を算出し、それらに本町の状況を加味して設定しました。

新待機児童ゼロ作戦

厚生労働省が平成 20 年 2 月 27 日に発出したもので、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に盛り込まれた、仕事と生活の調和やサービスの質の確保等の視点を踏まえ、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するために展開することとされた政策です。

第4章 次世代育成支援の諸施策

1 地域における子育て支援

現状と課題

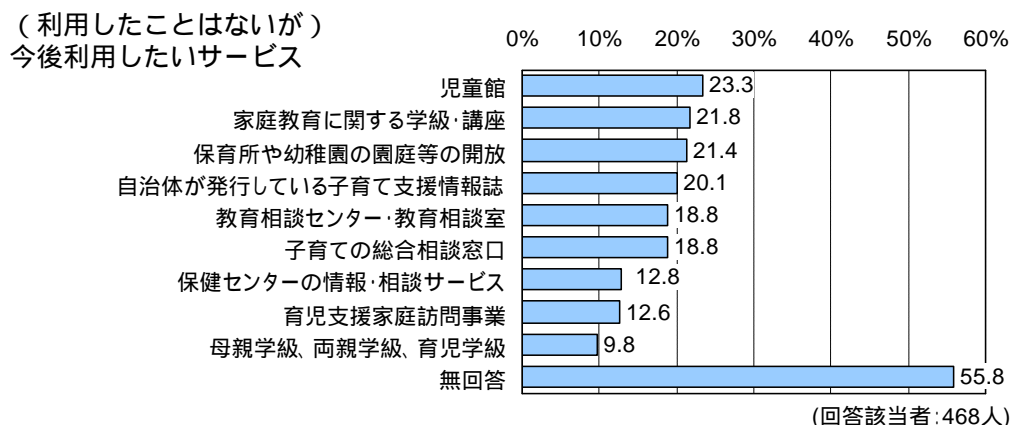
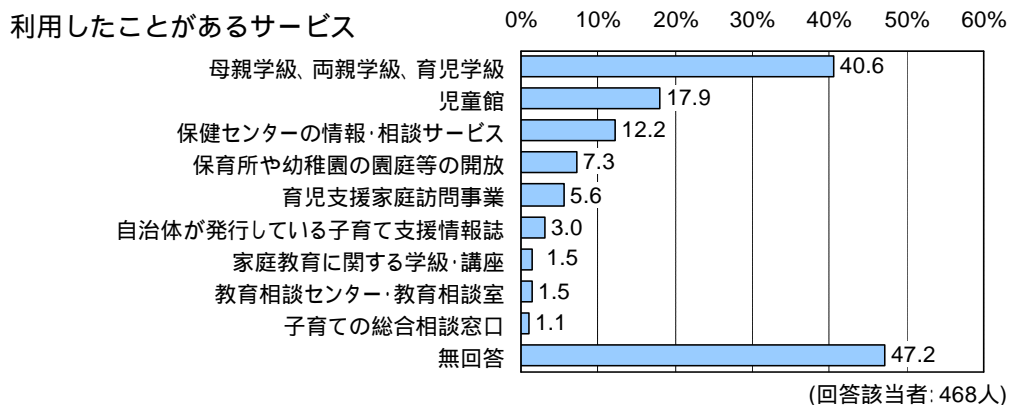
子育て支援サービスについて

平成21年の5月から6月にかけて実施した子育て支援に関する意向調査（以下「アンケート調査」）において、本町が実施する子育て支援サービスの利用経験を尋ねたところ、「母親学級、両親学級、育児学級」が40.6%で最も多く、次いで「児童館」が17.9%を占めました。

また、今後の利用意向では、「児童館」（23.3%）が最も多いほか、「家庭教育に関する学級・講座」（21.8%）、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」（21.4%）、「自治体が発行している子育て支援情報誌」（20.1%）などが比較的多く挙げられました。しかし、これらのサービスは「児童館」以外はいずれも「利用したことがある」という回答が著しく低いことから、サービスの周知、開催案内など利用促進策の充実に向けた工夫が必要であると言えます。

町の子育て支援サービスの利用状況と今後の利用意向

【就学前児童の保護者】

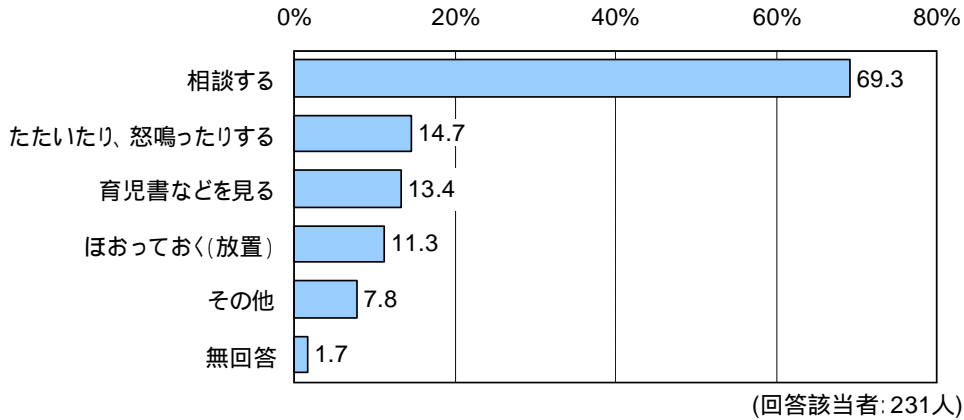


相談支援・情報提供について

アンケート調査で、子育て中にどうしていいか分からなくなったことがあると回答した方にその際の解決方法を尋ねたところ、69.3%が「相談する」と回答しており、子どもがまだ小さいうちは多くの人が相談支援を受けたいと思っていることが分かります。

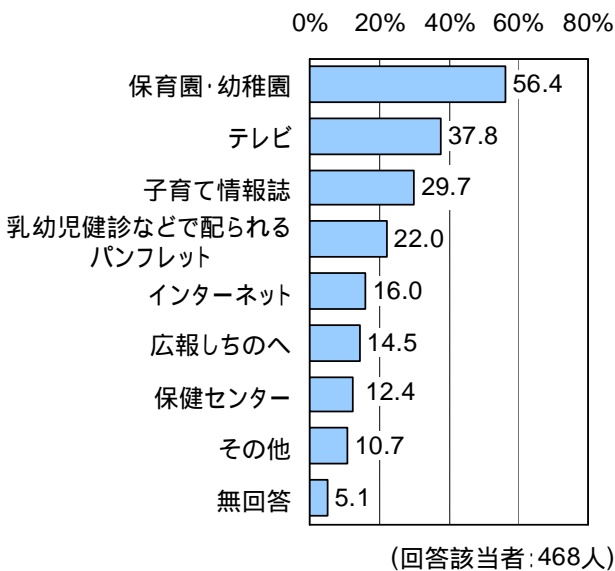
どうしていいか分からなくなった時の解決方法

【就学前児童の保護者】



子育てに関する情報の入手先

【就学前児童の保護者】



また、相談支援以外にも子育て世帯が必要とする情報を的確に提供することが保護者の安心できる子育てにつながります。

アンケート調査において、子育てに関する情報の入手先を尋ねたところ、「保育園・幼稚園」を56.4%と半数以上が挙げており、最も有力な情報入手先であることが分かりました。

本町では、今後ホームページや広報紙などによる情報提供や地域子育て支援センターなどで子育てに関する情報誌を配布していますが、今後は、保育園や幼稚園を通じた情報提供を強化するなど、子育て中のすべての家庭に対して、より効果的・効率的な情報提供を工夫していく必要があります。

本町の子育て家庭が、育児に関する必要な情報提供を受け、状況に応じて育児相談などを利用し、子育ての不安・負担の解消が図られ、子育てに関してきちんと判断できる親が増えていくような支援を充実させていくことが大切です。

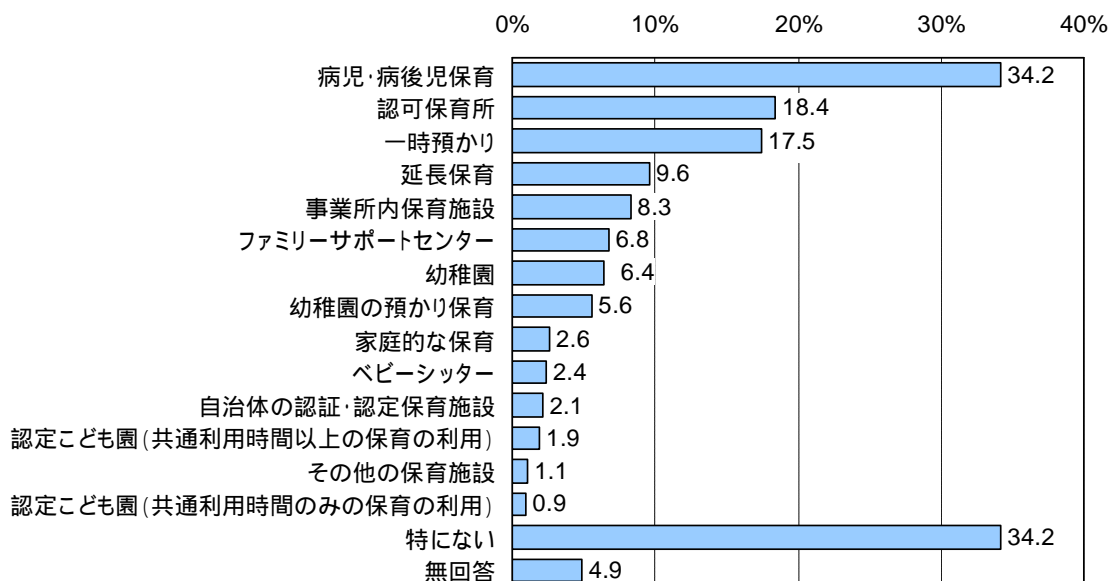
保育サービスについて

保育所については、一般に待機児童を出さないための入所定員数の弾力化、通常の保育時間を超えて保育を行う延長保育、一時保育など、多様な保育サービスを提供する環境整備が求められています。本町では、延長保育6カ所、一時預かり保育5カ所、休日保育1カ所、病後児保育2カ所と多様な保育サービスを実施しています。

アンケート調査において、就学前児童の保護者に今後利用したい、もしくは足りていないサービスを探ねたところ「病児・病後児保育」が34.2%で最も多く、以下、「認可保育所（18.4%）」、「一時預かり」（17.5%）なども比較的多く挙げられました。このことから、近年、子育て世帯のライフスタイルや働き方が変化し、保育ニーズが多様化していることが分かります。

今後利用したいもしくは足りていないと思う保育サービス

【就学前児童の保護者】



(回答該当者:468人)

さらに、サービスの量的確保もさることながら、今後はサービスの質的向上を図るため、保育士等に対する研修を充実させ、専門的な能力を高めたり、保育士を増員して特別支援児への保育の充実を図るなど、子どもの発達に応じた適切な指導に結びつけていくことも求められます。また、サービスの質的向上の観点では、地域における子育て支援におけるネットワーク形成、子育てサークルへの支援や親子交流事業の企画など、総合的な支援の必要性も高まっております。町としても適切な対応が必要です。

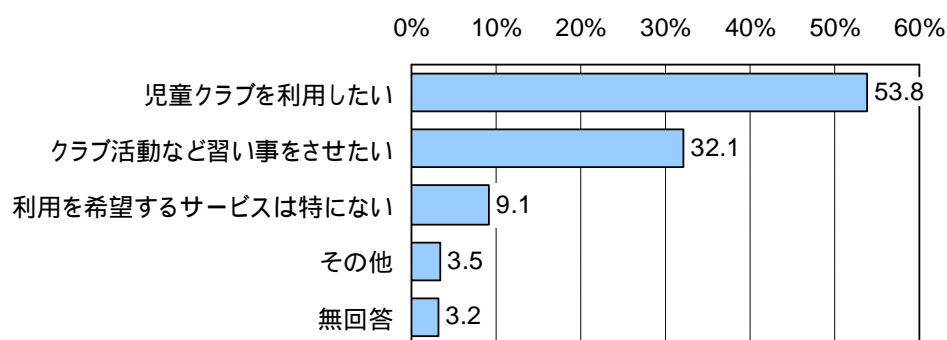
小学生の放課後の過ごし方について

小学生が放課後に時間を過ごす場として、町内には児童館、放課後児童クラブを設置しています。これまで専用児童館としては、城南小学校区に城南児童館が設置されていたものの、七戸小学校区には児童館はなく学校の空き教室を活用して放課後児童クラブ等を運営していましたが、平成18年度に七戸小学校の改築整備と並行して城南児童館城北分館を開設しました。

アンケート調査において、小学校児童の保護者に子どもの放課後の過ごし方について望むことを尋ねたところ、半数以上の53.8%が「児童クラブを利用したい」と回答しており、放課後児童クラブの利用意向が高いことが分かります。

放課後の過ごし方について望むこと

【小学校児童の保護者】



(回答該当者:340人)

核家族、共働き家庭が多くなっている現代では、学校が終わった放課後、友だちなどと一緒に児童が安心して過ごすことができる場所を確保することは大切なことです。本町では、引き続き、放課後児童クラブ、児童館の充実を図り、児童の放課後の望ましい遊び場、生活の場を確保していく必要があります。

今後の方策


地域における子育て支援

- ▶ 1 地域における子育て支援サービス
- ▶ 2 保育サービス
- ▶ 3 子育て支援ネットワーク
- ▶ 4 児童の健全育成

地域における子育て支援サービス

前期から取り組んできた施策を引き続き継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

さらに、新たに子育てに関する情報提供さら充実させるとともに、子育てに関する相談を実施し、育児等のニーズに対応できるよう図ります。

| ❖事業の名称と内容❖ | ❖当初❖ (平成16年度) | 現 状 (平成21年度) | ❖目標❖ (平成26年度) | ❖担当課❖ |
|---|------------------|-----------------|---|-------|
| 地域子育て支援センター事業 | | | | |
| 子育てサークルを実施し、親同士のふれあいから子育ての喜びと自信を持たせ育児不安の解消を図ります。子育て家庭の支援を目的に、育児不安等についての相談指導、地域の子育てサークル等への育成・支援、乳児保育や特別保育事業の積極的実施・普及促進の努力、ベビーシッターなど地域の保育資源の情報提供等、家庭的保育を行う者への支援などを行う支援センターへの支援を行っていきます。 | 3カ所 | 5カ所 | 5カ所 | 社会生活課 |
| 病後児保育 | | | | |
| 保育所へ通所中の児童等が病気の「回復期」にあり、集団保育の困難な期間、その児童を保育所、病院等に付設された専用スペースで、一時的に預かる事業を実施していますが、保護者が安心して利用できるようより一層の充実を図っていきます。 | 1カ所 | 2カ所 | 2カ所 | 社会生活課 |
| 子育て相談窓口 | | | | |
| 子育てに関するあらゆる情報提供及び育児等に関する相談等を気軽に利用できるシステムの整備を図っていきます。 | 充実 | 充実 |  | 社会生活課 |
| ファミリーサポートセンターの設置 | | | | |
| 地域において、育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について相互援助する会員組織による事業の設置を促進します。 | 新規 | 0カ所 | 設置に向け努力 | 社会生活課 |

❖ 家庭・地域のみんがができること ❖

地域で行う子育て支援事業に積極的に参加し、個性豊かな人間味あふれる子どもに育てていきましょう。

子育て支援センターの利用や子育てサークルへの参加などを通じて、子育て仲間や近所の人との交流を深めましょう。

地域の子育てサークルやファミリーサポートセンターを支援しましょう。

育児に悩んだときや迷ったときは、相談窓口や専門機関を積極的に利用するなど、誰かに気軽に相談しましょう。

保育サービス

前期から取り組んできた施策を引き続き継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

さらに、新たに平成 22 年度は、休日保育を 1 カ所実施し、さらに子育てのニーズに対応できるように充実を図ります。

| ※事業の名称と内容※ | ※当初※ (平成 16 年度) | 現 状 (平成 21 年度) | ※目標※ (平成 26 年度) | ※担当課※ |
|---|--------------------|-------------------|--------------------|-------|
| 多様な保育サービスの実施 | | | | |
| 保護者の就労形態の多様化に対応できるよう産休明け乳児保育、延長保育等の充実、拡充を図っていくとともに、常に保護者の保育ニーズの動向を見ながら充実策及び新規サービスの立ち上げ等を検討していきます。 | 充実 | 充実 | → | 社会生活課 |
| 休日保育 | | | | |
| 日曜日祝日の勤務等の就労形態の多様化等から休日保育の要望に対応できるよう休日保育を実施します。 | 新規 | 1 カ所 | 5 カ所 | 社会生活課 |
| 一時預かり | | | | |
| 専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や勤務形態の多様化等に対応するため一時保育を実施します。 | 新規 | 5 カ所 | 6 カ所 | 社会生活課 |
| 保育所の多面的な活用 | | | | |
| 保育所児童の老人福祉施設・介護保険施設への訪問等で世代間のふれあい活動、地域の子どもたちと地域的な行事の共同活動など、保育所の機能を地域のために活用します。 | 充実 | 充実 | → | 社会生活課 |
| 特別支援保育への対応 | | | | |
| 障がいのある児童を受け入れる保育所の環境整備づくりを推進します。 | 新規 | 充実 | → | 社会生活課 |
| 保育士の質の向上 | | | | |
| 保育ニーズの多様化に伴い、サービスの質的向上を図るため、保育士等の研修等を充実。 | 新規 | 充実 | → | 社会生活課 |

※ 家庭・地域のみなができること ※

子育てと仕事の両立はもちろんですが、子どもの幸せを第一に考えて必要な保育サービスを利用しましょう。

子どもに対する家族の役割について話し合しましょう。

家庭内役割を確認、調整しながら、育児に関わる人がリフレッシュできるように協力しましょう。

必要なときに子どもを預けられる人間関係をつくることを日頃から心がけましょう。

子育て支援ネットワーク

前期から取り組んできた施策を引き続き継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

さらに、新たに子育てに関する情報誌を町のホームページに掲載し、さらなる子育て支援を図ります。

| ❖事業の名称と内容❖ | ❖当初❖ (平成16年度) | 現 状 (平成21年度) | ❖目標❖ (平成26年度) | ❖担当課❖ |
|---|------------------|-----------------|------------------|-------|
| 子育て支援機関の連携 | 充実 | 充実 → | | 社会生活課 |
| 子育てに関する機関(保育所や子育て支援センター等)がそれぞれの機能や役割を充実するとともに情報交換を行い、連携の強化に努めていきます。 | | | | |
| 子育て意識の啓発 | 充実 | 充実 → | | 社会生活課 |
| 地域全体で子育てを支えられるように、各種講演会や研修会を積極的に開催し、子育てに関する意識啓発に努めていきます。 | | | | |
| 子育て支援に関する情報提供 | 充実 | 充実 → | | 社会生活課 |
| 子育て支援に関する情報等を子育てマップ、ガイドブックの作成、インターネット等目に見える形の情報提供に努めていきます。 | | | | |

❖ 家庭・地域みんなができること ❖

町から提供される子育て支援情報を収集し、効率的にサービスを利用しましょう。
 子育てサークルへの参加、掲示板や回覧板等の利用、子育て仲間や近所の人との交流などを通じて、子育てに関する情報交換を行いましょ。う。
 地域の子育てサークルを支援しましょう。

● 児童の健全育成 ●

前期から取り組んできた施策を引き続き継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

さらに、文部科学省が実施している「放課後子ども教室推進事業」と連携を密にし、地域の多様な方々と共に、子どもたちに学習やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動の取組みを図ります。

| ❖事業の名称と内容❖ | ❖当初❖ (平成16年度) | 現 状 (平成21年度) | ❖目標❖ (平成26年度) | ❖担当課❖ |
|---|------------------|-----------------|------------------|-------|
| 児童館活動 | | | | |
| 子どもに喜びを感じられる機会や達成感の感じられる行事やイベントの企画に創意工夫凝らし、マンネリ化しない児童館活動の充実を図ります。 | 充実 | 充実 → | | 社会生活課 |
| 非行防止活動の推進 | | | | |
| 青少年の非行防止のため、地域での取り組みを支援していくとともに、家庭や地域の協力を得ながら関係機関と連携を図り、補導員による街頭補導活動、学校の長期休みや祭典時の特別街頭補導等、非行防止のため、連携を強化し、防止活動の充実を推進していきます。 | 充実 | 充実 → | | 社会生活課 |
| 児童館の新設 | | | | |
| 専用児童館として、城南小学校区の城南児童館のほか、七戸小学校区においても七戸小学校の改築整備と併行し城南児童館城北分館を開設します。 | 1カ所 | 2カ所 | 2カ所 | 社会生活課 |
| 放課後児童健全育成事業 | | | | |
| 城南児童館及び城北分館(七戸小学校)、西小学校・東小学校の空き教室を活用して、放課後に仕事などで保護者のいない児童を専門の指導員が指導し、子どもの健全育成を図っていきます。 | 充実 | 充実 → | | 社会生活課 |

❖ 家庭・地域のみんがができること ❖

児童館や各種の遊び場に積極的に参加して、同世代の子どもたちとの交流、祖父母世代との世代間交流を図りましょう。

子どもが危険なことや迷惑がかかること、いたづらをしていたら注意しましょう。

自分の子どもが注意された親はそれを受け止め、子どもにしっかり教えましょう。

対象となる児童やその保護者はもちろんのこと、地域住民も児童の健全育成に積極的に参加していきましょう。

祖父母、地域の高齢者の方などは、昔の遊びを家庭や児童館活動などで子ども達に伝えていきましょう。

2 母親と乳幼児の健康確保・増進（母子保健計画）

本町では、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進し、次世代の担い手となる子ども達の健全な出生と育成を図ることを目的として、「七戸町母子保健計画」を策定し、母子保健活動を推進してきました。

これまでは、健康的な妊娠・出産を確保するため、妊娠中から乳幼児期、思春期までの健康診査、各種相談、指導等、住民に身近な母子保健サービスを実践してきましたが、平成12年11月に国が策定した「健やか親子21」の趣旨である

- 1) 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進
- 2) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援
- 3) 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備
- 4) 子ども心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

をふまえ、子どもが健やかに成長し、次世代を安心して、ゆとりを持って育てるための基盤づくり、母子保健は生涯を通じた健康の出発点であることから母子保健対策を総合的・計画的に推進していくことが必要となります。

本町では、安心して子どもを産み、健やかに子どもを育成するために、家庭・学校・地域との連携を深め、住民と一体となった具体的ビジョンと母子保健施策を推進していきます。

現状と課題

母子保健事業の状況

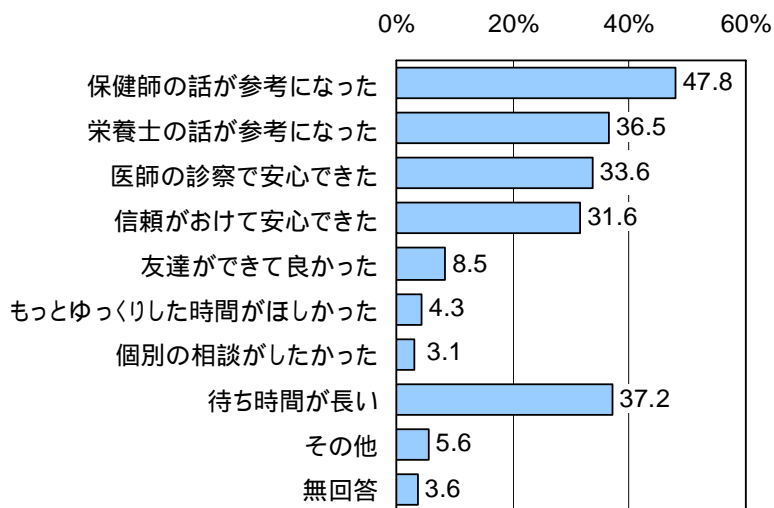
| 事業名 | 対象者 | 事業内容 |
|-------------------------|------------------------|--|
| 母子健康手帳交付 | 妊婦 | 妊娠診断書、妊婦連絡票に基づき、保健師による保健指導を行い、母子健康手帳を交付しています。 |
| 妊産婦訪問指導 | 妊産婦 | 妊娠中もしくは、産後1年を経過しない産婦を対象に、保健師による家庭訪問を行っています。 |
| 妊婦委託健康診査 | 妊婦 | 妊婦健診は医療機関へ委託し、妊娠中の異常の有無を早期に発見し、必要に応じて、適切な指導を行うことにより、母性の健康の保持増進を図っています。妊婦へ受診券（補助券）を発行し、妊婦が安心して健診を受けられるようにしています。 |
| 両親学級 | 妊婦・夫・家族 | 安心して妊娠経過を送れるように相談を実施したり、出産後の沐浴や育児用品の選び方などへの助言を行っています。また、妊娠中に育児の仲間づくりも推進しています。 |
| 新生児・乳幼児訪問指導 （全戸訪問事業） | 新生児（生後28日以内）・乳幼児 | 町内に住所のある生後28日以内の新生児から乳幼児のいる全世帯を対象に、保健師による家庭訪問を実施しています。 |
| 乳児委託健康診査 | 乳児 | 乳児健康診査を医療機関に委託しています。疾病や心身の異常を早期に発見し、早期に対応するために、乳児の健康の保持増進を図っています。現在、一人の子どもに対し、2枚の受診票を発行し、乳児の健康増進を支援しています。 |
| 3か月児健康診査 | 生後3か月20日～4か月20日の乳児 | 身体計測、診察（小児科・整形外科）BCG 予防接種、栄養指導などを公立七戸病院に委託しています。 |
| 乳児相談 | 6～7か月児 11～12か月児 | 身体計測、問診、育児相談、集団指導（離乳食・予防接種・事故予防・歯の健康など）、ブックスタート事業などを行っています。 |
| 1歳6か月児健康診査 | 1歳6か月～1歳8か月児 | 発達面のチェック、内科健診および歯科健診などを行い、異常や疾病の早期発見、育児に関する相談・指導を行っています。 |
| 2歳児健康診査 | 2歳6か月～2歳8か月児 | 発達面のチェック、内科健診および歯科健診などを行い、異常や疾病の早期発見、育児に関する相談・指導を行っています。また、むし歯予防を目標にブラッシング指導やおやつ指導も行っています。 |
| 3歳児健康診査 | 3歳6か月～3歳8か月児 | 発達面のチェック、尿検査、視聴覚検査、小児科健診、歯科健診などの総合的な健康診査を行い、異常や疾病の早期発見をするとともに、育児に関する相談・指導を行っています。 |
| 5歳児健康相談 | 4歳11か月～5歳2か月児 （年中児） | 発達障害児の早期発見・早期療育および就学前に生活習慣を確立することを目的に健康相談を実施しています。 |
| 療育相談 | 乳幼児 | 乳幼児健診において、運動発達面において気になる児を対象に、整形外科医の診察・発達のアドバイスなどを行います。 |

| 事業名 | 対象者 | 事業内容 |
|------------------------|-----------------|---|
| 1歳6か月児・3歳児精神発達精密検査 | 幼児 | 幼児健診において、精神発達や言語発達面において気になる児を対象に、心理発達検査・発達のアドバイスを行います。 |
| ことばときこえの教室等通級交通費助成金の交付 | 小学生以下 | 療育機関・施設に通っている小学生以下の児を対象に、通級（通園）のための交通費を助成します。 |
| ことばときこえの発達相談 | ことばと聞こえの面で経過観察児 | 幼児健診において、言語発達面や聴覚面で気になる幼児を対象に、発達面の検査・発達のアドバイスを行います。 |
| 子育て講座 | 乳幼児の保護者 | 各子育て支援センターにおいて、育児不安の解消や母親の仲間づくりを目的に健康講話や健康相談、予防接種などの情報提供などを行います。 |
| 予防接種 | 乳幼児、小学生、中学生、高校生 | 感染症を予防するため、予防接種を町内医療機関に委託し、実施します。 |
| 赤ちゃんふれあい体験学習・命の学習 | 中学校3年生 | 思春期に乳幼児とふれあう機会を設け、命の大切さや育児の大変さを学ぶとともに、母性や父性を養うことを目的に、中学校と連携を図りながら実施します。 |

母子保健事業について

乳幼児健診・健康相談・予防接種などを受けたときの感想

【就学前児童の保護者】



アンケート調査で、乳幼児健診等を受けた方にそのときの感想を尋ねたところ、「保健師の話が参考になった」を全体の 47.8%、「栄養士の話が参考になった」が同じく 36.5%が挙げており、専門的助言などを受ける有意義かつ貴重な機会となっていることが分かります。また、37.2%が「待ち時間が長い」と解答していることから、健診等の運営方法を検討する必要があります。

今後も、母体と生まれてくる子どもの健康を守るため、母子保健事業をより参加しやすいものに改善していきながら、各種事業の一層の普及を図っていく必要があります。保健師等による相談支援や訪問指導などにより母親の不安を取り除くとともに、乳幼児健診や保健指導を総合的かつ継続的に推進する体制をさらに充実させ、子どもが健やかに育つ環境を向上させていく必要があります。

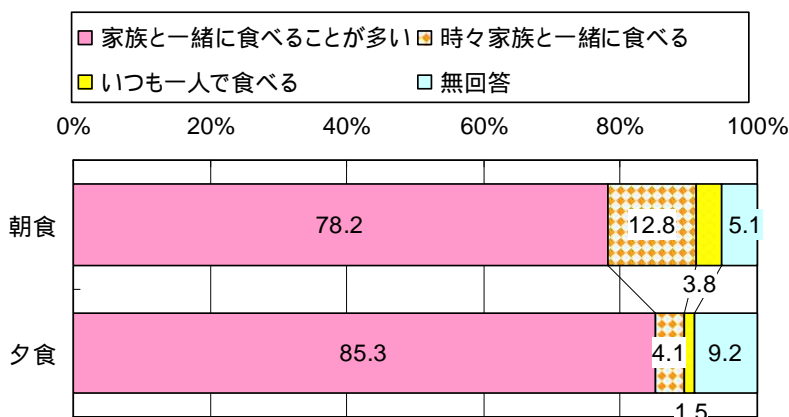
医療については、町では公立七戸病院、上十三医師会等と連携を図り、小児医療体制の充実に努めています。今後も引き続き、町内外の医療機関等の情報提供の充実に努める必要があります。

子どもの生活習慣について

現代社会では、生活リズムが夜型傾向の子どもが増えていますが、それは保護者の生活傾向を反映している結果とも言えます。子どもが健康的な生活リズムを体得するため、乳幼児期から生活リズムを整えていく必要があります。

また、社会環境や生活様式の変化による朝食欠食や偏食等の食習慣の乱れは、子どもの心と体の健康に悪影響を与えています。「食育」とは、子どもたちが自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送るための能力を身につけることはもちろん、食卓での一家団らんを通じて社会性を育んだり、地域の食文化を理解することまでをも含む幅広い教育です。

家族そろって食事をする頻度
【就学前児童の保護者】



アンケート調査で就学前児童の食事の状況について尋ねたところ、子どもが「家族と一緒に食べるが多い」と回答した割合は、朝食で78.2%、夕食で85.3%を占めました。大半が家族で食事を共にしている現状にある一方、家族と食べるのが少ない子どもが一定程度存在していることも事実です。

今後も、食を通じた家族の絆、礼儀や心の豊かさが養われるよう、家族で食卓を囲む機会を大切にしていく必要があります。

現在、本町では、七戸町食育推進計画のもと、町民の食育に対する知識と理解を深めるとともに、健やかな子どもの育成を目指して、親子料理教室の開催や保護者への食習慣改善の指導などを行っています。物の豊かな時代であるからこそ、安全で体によい食を選ぶ力を身につけ、豊かな人間性と社会性が育まれるよう、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食を通じた学習を推進していく必要があります。

思春期の子どもが直面する問題について




子どもの成長過程において、思春期は子どもから大人になる転換期であり、この時期の経験は、将来の生活や健康に大きな影響を及ぼすとても大切な時期です。近年、社会環境の変化により、思春期の子どもを取り巻く環境が大きく変化し、たばこやお酒の問題、性の問題、薬物使用の問題なども子どもたちの近くに存在する問題となっています。

本町では、学校の保健の授業において、喫煙、飲酒、薬物乱用防止の教育指導、性の問題や男女交際・生命の尊重等の教育指導を行っています。さらに、保護者に対しても授業参観などの機会を捉えて、同様のテーマの啓発、教育活動を実施してきました。今後は、地域に向けて喫煙、飲酒、薬物乱用の害についての啓発を図るとともに、未成年の喫煙・飲酒、薬物のない地域づくりに取り組んでいく必要があります。

今後も、子どもが人として人間的に成長し、次世代の親になるという観点から、思春期における心身ともに健康な人づくりに、家庭を中心に学校・地域が連携し取り組んでいく必要があります。

今後の方策

母親と乳幼児の健康確保・増進




-  1 子どもや母親の健康の確保
-  2 食育
-  3 思春期保健対策

1) 施策の目標

| 施策目標 | 事業名 | 対象・内容 | 目標値 | | | | | | |
|-----------------------|---------------------|---|------|----------------------|------|------|------|------|--|
| | | | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進 | 赤ちゃんふれあい体験学習 | 対象：七戸中学校3年生 榎林中学校3年生 内容：乳幼児とのふれあい事前に生命の尊重、男女の性差、エイズ予防などについて学習 | 充実 | → | | | | | |
| | 命の学習 | 対象：天間箱中学校1～3年生 内容：生命の尊重、男女の性差、エイズ予防などについて考える機会 | 充実 | → | | | | | |
| | 薬物に関する健康教育 | 対象：中学生 飲酒、喫煙を含む薬物乱用防止教育 | | 社会情勢を見ながら学校と連携し実施を検討 | | | | | |
| | 食育教室 | 対象：小・中学生 | | 学校と連携し実施 → | | | | | |
| 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保 | 母子健康手帳交付と保健指導 | 母子健康手帳交付時に妊婦連絡票により妊娠中の生活についての指導等をする。また、妊娠25週を目途に保健指導を実施する。 | 充実 | → | | | | | |
| | 妊婦委託健康診査 | 医療機関にて妊婦健診を受診。14回補助券を発行 | 充実 | → | | | | | |
| | 妊産婦訪問指導 | 妊産婦に対し、保健師が訪問し指導する | 充実 | → | | | | | |
| | 両親学級 | 対象：全妊婦とその夫 夜間開催。沐浴実習、妊婦擬似体験、育児体験の情報交換 | 充実 | → | | | | | |
| | ホームページによる情報発信 | 妊娠から育児に関するサービスの情報提供 | | 実施 → | | | | | |
| | 職場での健康教室 | 対象：事業主など 妊娠・出産・育児の正しい知識の普及や仕事への配慮などの健康教育 | | 職域保健と連携し実施を検討 | | | | | |
| 子どもが健やかに成長発達するための環境整備 | 乳児委託健康診査 | 受診票の交付により医療機関にて2回無料で受診 | 充実 | → | | | | | |
| | 新生児・乳幼児訪問指導(全戸訪問事業) | 全新生児及び乳幼児の家庭に保健師が訪問し指導 | 充実 | → | | | | | |
| | 3か月児健康診査 | 公立七戸病院委託。 股関節X-P、小児科診察、整形外科診察、栄養指導、個別指導 | 充実 | → | | | | | |
| | 乳児相談 | 対象：6か月児、12か月児 保健指導、離乳食指導、ブックスタート事業 | 充実 | → | | | | | |
| | 1歳6か月児健康診査 | 歯科健診、内科健診、保健指導 | 充実 | → | | | | | |
| | 2歳児健康診査 | 歯科健診、歯の健康教育、ブラッシング指導、おやつを試食・指導、保健指導 | 充実 | → | | | | | |
| | 3歳児健康診査 | 尿検査、聴覚検査、歯科健診、小児科診察、栄養指導、保健指導 | 充実 | → | | | | | |

| 施策目標 | 事業名 | 対象・内容 | 目標値 | | | | | |
|-------------------------|---------------------|---|------|-----------------|------|------|------|------|
| | | | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| 子どもが健やかに成長発達するための環境整備 | 5歳児健康相談 | 発達検査、集団遊び観察、保健指導 | 充実 | → | | | | |
| | 幼児健診事後指導教室 | 幼児健診で要指導となった児と保護者を対象に指導をする。 | 充実 | → | | | | |
| | 1歳6か月児・3歳児精神発達精密検査 | 幼児健診で発達に不安のある人への事後フォロー。 児童相談所の心理判定員、児童福祉司による聞き取りと心理発達検査 | 充実 | → | | | | |
| | 療育相談 | 乳幼児の運動発達に不安のある人への事後フォロー。はまなす学園の小児科医、整形外科医による診察 | | 実施 | → | | | |
| | ことばときこえの教室等通級交通費助成金 | ことばときこえの教室等に通級している0～12歳までの児に対し、交通費を助成する | 充実 | → | | | | |
| | 子育てセミナー | 安心して子どもを生育育てられる町づくりを地域住民みんなで考える機会 | | 地域の要望を見ながら実施を検討 | | | | |
| | 子どもの事故防止 | 各種健診時における事故防止に関する健康教育。 | 充実 | → | | | | |
| | 障がい児を持つ親の情報交換会 | 障がいを持つ親が集まり、情報交換をしたり、思いを吐き出す機会 | | 地域の要望を見ながら実施を検討 | | | | |
| | ことばときこえの発達相談 | ことばや聞こえの発達面で経過観察が必要な幼児に対し、やまがき園言語聴覚士が発達を伸ばしてあげられるようアドバイス等をする | 充実 | → | | | | |
| | 予防接種 | 乳幼児、児童・生徒 ・ポリオ ・BCG ・三種混合 ・日本脳炎 ・麻疹・風疹 ・インフルエンザ ・二種混合 | 充実 | → | | | | |
| 子どもの心の安らかな発達の推進と育児不安の軽減 | 子育て講座 | 各子育て支援センターにおいて、子育てに関する講話や相談実施。母親の仲間作りも推進する。 | 充実 | → | | | | |
| | 育児相談 | 電話、来所による相談 | 充実 | → | | | | |
| | 乳幼児虐待予防 | 乳幼児健診での育児不安に重点をおいた育児相談の徹底。親子の様子を観察し、早期発見と予防をする | 充実 | → | | | | |
| | こころの健康づくり事業 | 対象：小中学生の保護者 子どものこころのケアに関する健康教育の実施 | | 学校と連携し実施を検討 | | | | |
| | 母子保健推進員の育成 | 地域の育児サポーターとして保健協力員に委嘱する。 | | 地域の要望を見ながら実施を検討 | | | | |

2) 保健水準の目標

| 項 目 | 目 標 値 | | | | | |
|-----------|-------|-------|--|-------|-------|-------|
| | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
| 妊産婦死亡率 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 周産期死亡率 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 新生児・乳児死亡率 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| う歯保有率 | | 減少傾向に |  | | | |
| 妊婦の喫煙率 | | 減少傾向に |  | | | |
| 小・中学生の肥満率 | | 減少傾向に |  | | | |

子どもや母親の健康の確保

前期から取り組んできた施策を引き続き継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

| ❖事業の名称と内容❖ |
|---|
| 妊産婦健診、訪問指導等の実施 <p>妊娠期・出産期・新生児期及び乳幼児期を通じて子どもが健やかに育ち、母親が安心して子育てできるよう、関係機関と連携をとり、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。</p> |
| 乳幼児健診、予防接種等の実施 <p>すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、各年齢段階の健康診査及び予防接種を行い、疾病の予防や早期発見・早期治療を図るとともに、健康相談、保健指導等を実施し子どもの健全な育成を図ります。</p> |
| 育児家庭に対する相談支援の実施 <p>育児環境の孤立化等によって生じる虐待問題を防ぐため、妊娠期からの継続した相談指導等を実施し、保護者の育児不安の解消等に努めるとともに、児童虐待を早期発見できる体制の整備を行います。</p> |
| 小児医療の充実 <p>子どもの健康管理に身近にかかりつけ医をもつことの大切さを啓発するとともに、子どもを安心して育てていくための環境整備に努めていきます。</p> |

❖ 家庭・地域のみんがができること ❖

妊娠にできるだけ早く気づき、きちんと妊娠届を出して母子健康手帳をもらいましょう。
 母子とともに、健診を忘れずに受けましょう。
 健康な赤ちゃんを産めるよう、妊婦はバランスのとれた食事を心がけ、喫煙、飲酒はやめましょう。
 妊婦には席を譲りましょう。
 妊婦のそばでは喫煙しないようにしましょう。
 子どもの健康状態には常に気を配り、適切に対応できるようにしましょう。
 予防接種は忘れずに受けるようにしましょう。
 将来、子どもが健康でたくましく成長するために乳幼児からの健康管理をしっかりと行いましょう。
 健康に関する相談や教室は、気軽に利用しましょう。

● 食育 ●

前期から取り組んできた施策を引き続き継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

| ❖事業の名称と内容❖ |
|--|
| 食生活改善活動の推進 |
| 子どもたちが健やかに成長するため、妊娠期から食生活をはじめとした正しい基本的生活習慣が確立できるよう、関係団体と連携をとり支援していきます。 |
| 食育教室の実施 |
| 学校及び各関係機関等と協力し、食育に関する教室等を実施します |

❖ 家庭・地域のみんがができること ❖

食に関する事業に積極的に参加し、理想的な食事と食習慣を身につけましょう。

子どもの前では、できる限り偏食しないようにしましょう。

食事を通じて親子の絆はもちろん、他の子育て家庭との交流を深めましょう。

子どもと一緒に料理を作る機会を増やしましょう。

産地を選んで購入できる場合は、なるべく地元の食材を選びましょう。

思春期保健対策

前期から取り組んできた施策を引き続き継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

| ❖事業の名称と内容❖ |
|---|
| 母性・父性育成事業の推進 |
| 少子・核家族化が進行し、子どもとふれあう機会が少なくなっています。そのため、思春期で乳幼児とのふれあう機会を設け、子どもを産み育てることの意義を理解し生命を慈しむ心を育てるための支援をしていきます。 |
| 性教育の推進 |
| 望まない妊娠や性感染症等を防ぐため、性に関する正しい知識の普及を図っていきます。 |
| 飲酒・喫煙・薬物等の知識の普及 |
| 薬物や喫煙が体に及ぼす影響について、正しい知識を持てるよう支援していきます。 |
| 健康教育の推進 |
| 学校及び関係機関と連携し、心も体も健康な子どもの育成に努めます。 |

❖ 家庭・地域みんなができること ❖

親の生活リズムに子どもを巻き込むことなく、子どもには規則正しい基本的な生活習慣を身につけさせましょう。

子どもの一番身近な相談相手になれるよう、親子の信頼関係を築きましょう。

思春期においては、子どもの変化を見逃さないようにしましょう。

思春期の子どもには、乳幼児とふれあう機会を増やしましょう。

子どもの携帯電話の利用については、通話時間やインターネット利用などについて約束事を決めましょう。

地域や家族とも、受動喫煙について正しい知識を持ち、できる限り子どもの前では喫煙しないようにしましょう。

未成年者の喫煙・飲酒の害を正しく知り、決して子どもに勧めることがないようにしましょう。

未成年者の喫煙・飲酒を見つけた場合には注意するようにしましょう。

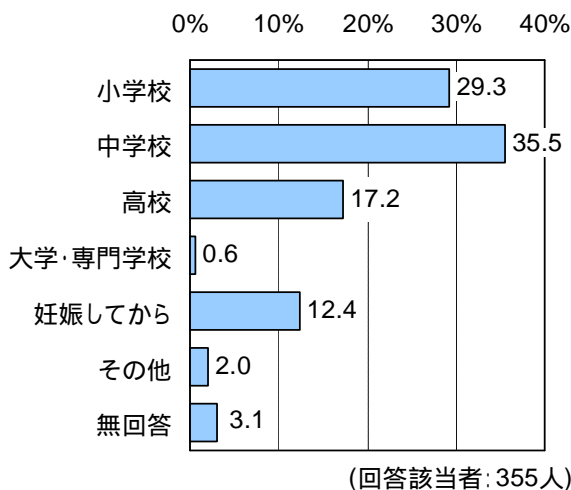
3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

現状と課題

子どもが将来親となるための準備について

今現在の子どもは、将来、自分の家庭を築き、子どもを産み育て、次代の社会を担う重要な存在です。近年、少子化や核家族化などの進展により、乳幼児とふれあう機会が少なくなり、育児に関する知識や経験がないままに親になっている人が増えています。

妊娠・出産・子育てについて勉強するのが適当な年代
【就学前児童の保護者】



アンケート調査において、親になる前に、妊娠・出産・子育てについて勉強する機会があったほうがいいと回答した就学前児童の保護者にいつの時点から始めるのが適当かを尋ねたところ、「中学校」(35.5%)、「小学校」(29.3%)など低い年代のうちからという意見が多く挙げられました。

親の立場からは、全体の6割以上が小中学生のうちから妊娠・出産・子育てについて学ぶことが適当であると考えていることから、今現在の子どもが大人になる

将来を見据えて、親になるための長きにわたる準備の一環として、早い段階から妊娠・出産・子育てについて学ぶ機会を設ける必要があります。そのようにして、子宝に恵まれた明るい家族が多く期待できるよう、子どもを産み育てていくことのかげがえのなさを感じてもらうことが重要です。

また、地域における人と人とのつながりが弱まっている昨今、昔のように高齢者や近所の子どもたちとの交流も少なくなっています。調和の取れた情操豊かな子どもの育成には、世代間のコミュニケーションが不可欠です。

本町では、次代を担う子どもたちの健全で優しい心を育むために、保育所園児、児童生徒、高齢者が互いにふれあえる地域活動事業、また、幼児と小中学生との交流による幼児及び児童生徒双方の心の豊かにする教育等を実施しています。今後も、子どもたちが乳幼児をはじめ、さまざまな世代とふれあうことのできる環境づくりを進めていくことが必要です。

学校教育、生涯学習について

学校教育では、学力を身につけるだけでなく、「生きる力」と生命の尊さを実感し、他人を思いやる豊かな心や、スポーツ等を通じて健やかな体を育成することが必要です。そのためには、子どもたちとのふれあいを大切に、活気の漂う学校づくりに励むことはもちろん、教職員自ら自身の資質の向上を図ることが肝要です。

本町では、確かな学力を身につけさせるためにきめ細かな指導方法や指導形態の工夫を行うことはもちろん、教育課程及び学校生活全体を通じた道徳教育の充実を図り、ボランティア活動、自然体験学習などの体験型学習を推進し、望ましい人間形成の基礎づくりに取り組んでいます。今後も、現状に甘んじることなく、教育体制のより一層の充実に努める必要があります。

また、近年、都市化の急速な進展や核家族化、少子化、家庭や地域の教育力の低下を背景に、心身症、不登校、ひきこもりなどの問題も増加してきています。そのため、学校に学校生活相談員、特別支援教育支援員及びスクールサポーターを各学校に派遣して、子どもに対するカウンセリングをはじめ、親や教員に対する相談の充実を図ることも必要です。

さらに、学校以外の場においても、子どもたちが自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、主体的に判断し問題を解決する資質や能力を養うことが大切です。近年、地域の結びつきの低下やテレビゲームやインターネット等多様な情報メディアの発達と普及などの影響により子どもの遊ぶ環境は屋外から屋内へと移行している状況もあり、子どもの運動不足・自然体験の不足が懸念されています。そのため、地域の人材を有効活用し、スポーツに親しめる環境や豊かな自然にふれて様々な体験ができる環境学習、体験学習の機会を充実させていく必要があります。

家庭や地域における教育環境について

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心などを身につける上で重要な役割を果たします。また、従来、子どもは各家庭の子どもであると同時に、地域社会の子どもであるという意識が強くあり、子どもを地域で見守り、育てるなど、子育てを支える仕組みや環境が自然に形成されてきました。しかし、現代では、核家族化の進展などによる地域社会の連携の希薄化により、地域共同体としての意識や機能が衰退し、地域の子育て機能が育ちにくくなっています。

本町では、親が子どもの個性を重視しながら自信を持って子どもを教育できるよう、子育てグループ活動の支援など、家庭での教育の重要性や親の役割などを学習する機会を提供しています。さらに家庭のみならず、地域全体で子育てを支援するという認識のもと、子ども会育成会活動、地域の子どもの見守り、有害環境の見回りなどの地域活動の充実を図っています。

今後は、家庭と地域社会が連携・協働して子育てを行うことができるよう、地域住民の理解と参加を呼びかけ、子どもの自立や子育てを支援するために地域のつながりを一層強化していく必要があります。

今後の方策

子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

- ▶ 1 次代の親の育成
- ▶ 2 学校の教育環境等の整備
- ▶ 3 家庭や地域の教育力
- ▶ 4 子どもを取り巻く有害環境対策

次代の親の育成

前期から取り組んできた施策を引き続き継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

さらに、新たに子どもを生ま育てることの支援を実施し、子育て中の親子の子育て支援拠点の充実を図ります。

| ❖事業の名称と内容❖ | ❖当初❖ (平成16年度) | 現 状 (平成21年度) | ❖目標❖ (平成26年度) | ❖担当課❖ |
|--|------------------|-----------------|------------------|-------------------------|
| 仕事と生活が調和する環境づくり | 充実 | 充実 | | 社会生活課 教育委員会 |
| 男女が協力して家庭を築くこと、子どもを生ま育てることの意義を啓発していくことが重要です。また、その希望を実現することができるよう、地域社会の環境整備を進めます。 | | | | |
| 思春期ふれあい体験学習の推進 | 充実 | 充実 | | 社会生活課 教育委員会 |
| 中学生、高校生等が、子どもを生ま育てること、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進していきます。 | | | | |
| 男女共同参画の啓発 | 充実 | 充実 | | 社会生活課 教育委員会 企画財政課 |
| 職場優先の意識や固定的な役割分担意識を是正し、仕事と家事や子育てを両立させるため、地域や家庭、職場・学校教育等を通じ、男女平等意識や男女共同参画意識の普及定着を図るとともに、家事、育児等の知識・技術の習得など、学習機会の提供に努めます。 | | | | |
| 育児ボランティア活動の推進 | 充実 | 充実 | | 社会生活課 |
| 保育所の行事など交流できる機会に関する情報提供の充実を図ります。 | | | | |

❖ 家庭・地域みんなができること ❖

次代の親となる子どもたちの健全育成に地域住民も参加するという意識を持って、子どもたちに接しましょう。

思春期の子どもには、乳幼児とふれあう機会を増やしましょう。

事業者は職場見学や職場体験を積極的に受け入れましょう。

幼児期から男女を問わず、家事や育児の手伝いをさせましょう。

● 学校の教育環境等の整備 ●

前期から取り組んできた施策を引き続き継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

| ❖事業の名称と内容❖ | ❖当初❖ (平成16年度) | 現 状 (平成21年度) | ❖目標❖ (平成26年度) | ❖担当課❖ |
|---|------------------|-----------------|------------------|-------|
| 生きる力を育む多様な指導の実施 | | | | |
| 基礎・基本を確実に身につけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断してよりよく問題を解決する力や、豊かな人間性、健康と体力などの生きる力を育成するため、確かな学力の向上と心の教育の充実を目指していきます。 | 充実 | 充実 → | | 教育委員会 |
| 体験学習の推進 | | | | |
| 豊かな人間性や社会性、生命の大切さ、自尊感情を育むため、道徳教育や人権尊重の教育をはじめ、健康教育、特別活動等におけるボランティア活動、自然体験活動などの体験的な活動等の充実を図っていきます。 | 充実 | 充実 → | | 教育委員会 |
| 特別支援教育の推進 | | | | |
| 障がいのある生徒が卒業後自立した生活を送り、地域社会で生きていく技能を身につけ、必要に応じて様々な支援を活用し、他者と関わりながら自分の生き方を自分で選択し決定する生きる力を培う教育を推進していきます。 | 充実 | 充実 → | | 教育委員会 |

❖ 家庭・地域のみなができること ❖

行政、学校等関係機関と地域住民協力のもと、教育環境の整備・確保を推進していきましょう。

保護者は学校行事にできるだけ参加して、子どもの学校での様子に関心を持ちましょう。

P T A活動に積極的に参加・協力しましょう。

地域ぐるみで学校を支援しましょう。

家庭や地域の教育力

前期から取り組んできた施策を引き続き継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

さらに、新たに学校、家庭、地域を結ぶコーディネーター等地域人材の育成を実施し、社会全体の教育力向上を図ります。

| ❖事業の名称と内容❖ | ❖当初❖ (平成16年度) | 現 状 (平成21年度) | ❖目標❖ (平成26年度) | ❖担当課❖ |
|---|------------------|-----------------|------------------|-------|
| 家庭・学校・地域の連携 | 充実 | 充実 → | | 教育委員会 |
| 子どもを地域社会全体で育てる観点からも、学校と家庭及び地域の連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めることを推進します。 | | | | |
| 地域の教育活動への支援 | 充実 | 充実 → | | 教育委員会 |
| 地域における子ども会育成会活動や地域行事への子どもの参加、子育てグループの活動など地域の教育力を高める子育て、教育活動に対する支援に努めます。さらに、公民館等の地域の学習拠点としての機能充実を図ります。 | | | | |
| 子育てに関する相談・情報提供 | 充実 | 充実 → | | 社会生活課 |
| 保育所の教育機能や施設を開放して、子育て相談・情報提供を実施します。 | | | | |

❖ 家庭・地域のみんなができること ❖

地域における子育て支援の充実を図るためにも、行政・地域・家庭が一体となった取り組みを実践しましょう。

学校から帰ってきた子どもたちを地域で見守りましょう。

子どもが、危険なことや迷惑がかかること、いたずらなどをしていたら注意しましょう。テレビゲームなどは時間を決めてやるようにし、できるだけスポーツをしたり、外で身体を動かす遊びをさせましょう。



休みの日には、子どもと一緒に遊びましょう。

各種教室や講演会、スポーツなどの機会があれば積極的に参加しましょう。

子育て経験者は、自分の経験や体験を積極的に地域に還元していきましょう。

子どもを取り巻く有害環境対策

前期から取り組んできた施策を引き続き継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

| ❖事業の名称と内容❖ | ❖当初❖ (平成16年度) | 現 状 (平成21年度) | ❖目標❖ (平成26年度) | ❖担当課❖ |
|--|------------------|-----------------|---|--------------|
| 中高生向けの相談体制の整備 不安定な心の状態の中で過ごしている多感な中高生が電話やメール等で相談しやすい体制を検討します。 | 充実 | 充実 |  | 社会生活課 |
| 有害図書等の氾濫防止 有害図書やビデオなど、警察と連携を取りながらこれらが収納されている自動販売機の設置規制や、一般図書などとの区分陳列などの必要に応じて指導していきます。 | 充実 | 充実 |  | 総務課 教育委員会 |

❖ 家庭・地域みんなができること ❖

地域の防犯パトロールに協力しましょう。
 みんなであいさつ運動に協力しましょう。

4 子育てを支援する生活環境の整備

現状と課題

住宅、居住環境、道路交通環境について

住宅をはじめとする生活環境は、健康と生活の基盤であり、安心して子どもを産み育てるためにも欠かすことのできないものです。子どもや妊産婦、子ども連れの家庭が安全に安心して生活していくために、道路や公園、公共施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりが求められています。子育て家庭のみならず、高齢者、障がいのある方など、地域のすべての住民にとって暮らしやすいことが生活環境を整備する考え方の基本です。

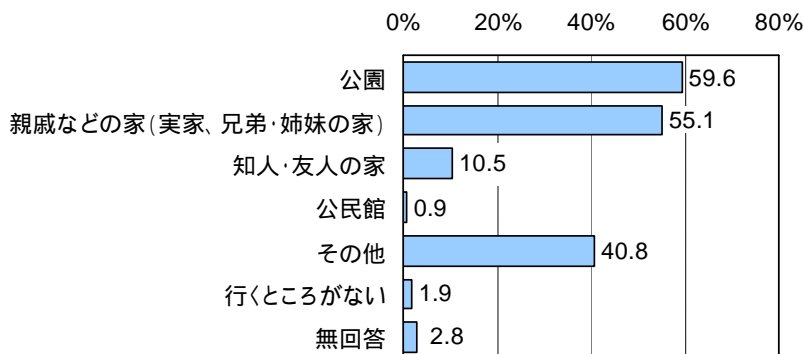
本町では、良質な住宅や快適な生活空間を確保するため、公営住宅の整備のほか、土地区画整理事業や汚水処理施設整備事業による良好な居住環境の整備を進めています。また、地域社会や生活の利便性などの向上を図るためバリアフリー化を促進するとともに、防犯灯(街路灯)やカーブミラーなどの安心・安全な道路交通環境の整備、さらには、太陽光発電設備設置補助など環境にやさしいまちづくりにも取り組んでいます。

今後は、子育てを担う若い世代を支援するため、バリアフリー、安心・安全、環境などに配慮したまちづくりの情報、さらに町営住宅や民間住宅の空き情報などを的確かつ効率的に提供できるようホームページなどの多様な媒体の活用を工夫し、情報提供の一層の充実を図っていくことも必要です。

親子での外出先について

休日親子でよく遊びに行く所

【就学前児童の保護者】



(回答該当者:468人)

アンケート調査において、休日親子でよく遊びに行く場所を尋ねたところ、「公園」が 59.6%で最も多く挙げられています。しかし、40.8%を占める「その他」の内容については「デパート、ショッピングセンター」、「買い物」という回答が非常に多く、商業施設に連れ立って赴くケースが多いことが分かります。一方、「行くところがない」という回答はわずか 1.9%であったことから、親子で出かける場所に困るということは現状ではあまりないことが分かります。

子どもの遊び場環境では少子化の進行などにより、近所に同世代の友達がいないことやテレビゲームなどの普及で、屋外でのびのびと遊ぶ機会が減少しています。子どもの健全育成のためにも安全で安心できる遊び場の環境整備が必要になります。

今後の方策

子育てを支援する生活環境の整備

- ▶ 1 良質な住宅の確保
- ▶ 2 良好な居住環境の確保
- ▶ 3 安全な道路交通環境の整備
- ▶ 4 安心して外出できる環境の整備
- ▶ 5 安心・安全なまちづくり

● 良質な住宅の確保 ●

前期から取り組んできた施策を引き続き継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

さらに、町営住宅等の情報提供の充実を実施し、安心して子育てできる環境づくりの推進を図ります。

| ❖事業の名称と内容❖ | ❖当初❖ (平成16年度) | 現 状 (平成21年度) | ❖目標❖ (平成26年度) | ❖担当課❖ |
|---|------------------|-----------------|------------------|-------|
| ゆとりある住宅の供給支援 | 充実 | 充実 → | | 建設課 |
| 子育てを担う若い世代を中心とした、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質な住宅の供給を支援するなどの取組を推進します。 | | | | |
| 公営住宅の整備 | 充実 | 充実 → | | 建設課 |
| 子どもの養育及び成長に適した、ゆとりある公営住宅の整備に努め、居住水準の向上を図ります。 | | | | |
| 住宅の確保に対する経済的支援 | 充実 | 充実 → | | 建設課 |
| 子育てをしやすいように、住宅の取得、増改築等に対する融資等の支援対策について、子育て世帯の活用を促進します。 | | | | |
| 近隣の住環境の整備 | 充実 | 充実 → | | 建設課 |
| 公園、緑地環境や道路などの整備を推進し、妊婦・子ども連れにとって利用しやすい、子育てにやさしい住環境づくりに努めていきます。 | | | | |




❖ 家庭・地域みんなができること ❖

住宅に関する補助金などの情報を取得し、公的な支援制度を有効に活用しましょう。
公園や緑地環境の維持を普段から心がけ、近隣の住環境の向上に努めましょう。

良好な居住環境の整備

前期から取り組んできた施策を引き続き継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

さらに、快適な生活環境の確保等の整備促進を実施し、居住環境の情報提供を図ります。

| ❖事業の名称と内容❖ | ❖当初❖ (平成16年度) | 現 状 (平成21年度) | ❖目標❖ (平成26年度) | ❖担当課❖ |
|---|------------------|--|------------------|-----------------------|
| 環境意識の啓発及び情報提供 | 充実 | 充実  | | 社会生活課 建設課 |
| 健康に対する影響が懸念されるダイオキシン類、環境ホルモン等について啓発活動及び情報提供に努めていきます。 | | | | |
| シックハウス対策 | 充実 | 充実  | | 社会生活課 建設課 |
| 室内空気中の化学物質による子どもへの健康被害(シックハウス症候群)を防ぐためシックハウス対策を促進します。 | | | | |
| 居住環境対策 | 充実 | 充実  | | 社会生活課 上下水道課 農林課 |
| 生活水準の向上及び生活様式の高度化に対応し、衛生的で快適な生活環境の確保と公共水域の水質保全を図るため汚水処理施設整備に努めます。 | | | | |

❖ 家庭・地域のみんなができること ❖

本町で生活する全ての町民が、安心してゆとりある生活を送れるように、環境保全を心がけましょう。

地域の公園や集会所などの清掃活動に参加しましょう。

安全な道路交通環境の整備

前期から取り組んできた施策を引き続き継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

さらに、通学路等の安全確保の点検調査を実施し、子どもの交通安全事故防止の推進を図ります。

| ❖事業の名称と内容❖ | ❖当初❖ (平成16年度) | 現 状 (平成21年度) | ❖目標❖ (平成26年度) | ❖担当課❖ |
|---|------------------|-----------------|------------------|---------------------|
| 交通安全施設整備の促進 | 充実 | 充実 | | 総務課 |
| 子どもや子ども連れの親等にも配慮した交通安全施設の整備を促進するとともに、子どもの交通事故防止についての広報・啓発活動を推進していきます。 | | | | |
| 通学路等の道路における安全確保 | 充実 | 充実 | | 総務課 建設課 教育委員会 |
| 歩道、段差解消等の整備を重点的に実施するとともに、通学路の安全確保のための点検調査を推進します。 | | | | |

❖ 家庭・地域みんなができること ❖

道路を利用する全ての町民が、お互いの安全を確認し交通安全に努めましょう。また、危険な道路に気づいたら、関係機関に連絡し相談しましょう。

通学路の安全確保に協力しましょう。

● 安心して外出できる環境の整備 ●

前期から取り組んできた施策を引き続き継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

さらに、安心して子育てできる環境の整備を実施し、子ども連れで外出しやすい環境づくりの促進を図ります。

| ※事業の名称と内容※ | ※当初※ (平成16年度) | 現 状 (平成21年度) | ※目標※ (平成26年度) | ※担当課※ |
|---|------------------|-----------------|------------------|-------|
| バリアフリー化の推進 | 充実 | 充実 → | | 建設課 |
| すべての人が安心して外出できるように、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等の段差の解消等のバリアフリー化に努めます。 | | | | |
| 乳幼児連れで外出しやすい環境づくり | 充実 | 充実 → | | 建設課 |
| 不特定多数の人が利用する施設への託児コーナー、授乳コーナー、多機能トイレの設置や広いスペースの確保等に取り組んでいきます。 | | | | |

◆ 家庭・地域みんなができること ◆

子ども連れの人が外出しやすいよう、歩道には通行の妨げになるようなものを出さないようにしましょう。

お店や地域の施設など多くの人が利用する場所では、授乳室や多機能トイレなどの設置を推進しましょう。

安心・安全なまちづくり

前期から取り組んできた施策を引き続き継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

さらに、子ども達が安心できる防犯整備を実施し、地域住民で犯罪防止の促進を図ります。

| ❖事業の名称と内容❖ | ❖当初❖ (平成16年度) | 現 状 (平成21年度) | ❖目標❖ (平成26年度) | ❖担当課❖ |
|--|------------------|-----------------|------------------|---------------------|
| 防犯に配慮したまちづくり | 充実 | 充実 → | | 教育委員会 建設課 |
| 全ての子ども達が犯罪等の被害に遭わないよう なまちづくりの一環として、道路、公園等の公共施設 について、犯罪の防止に配慮した環境設計を行います。 | | | | |
| 防犯設備の整備 | 充実 | 充実 → | | 総務課 教育委員会 建設課 |
| 通学路等における防犯灯、緊急通報装置の設置等 の整備を推進していきます。 | | | | |
| 地域安全活動の推進 | 充実 | 充実 → | | 総務課 教育委員会 建設課 |
| 通学路やその周辺の民家、商店等の協力による青 少年の緊急避難場所の確保など、地域住民が主体と なっていく地域安全活動に対する支援を行います。 | | | | |

❖ 家庭・地域みんなができること ❖

通学路などの安全確保に協力しましょう。
地域みんなで犯罪から子どもを守りましょう。

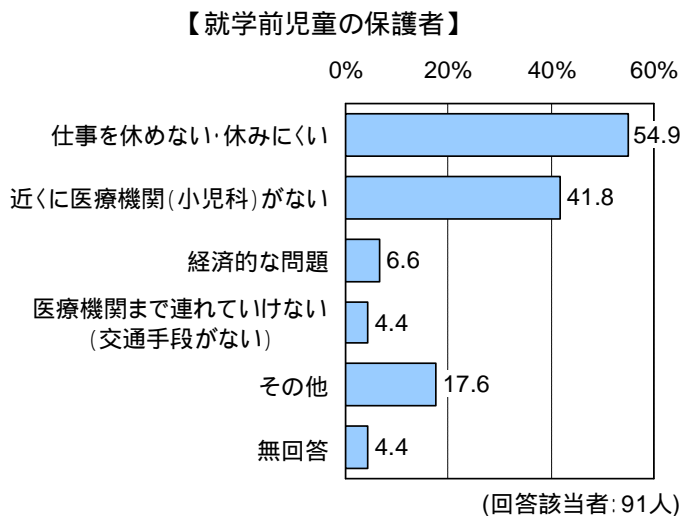
5 職業生活と家庭生活の両立

現状と課題

仕事と子育ての両立について

近年、夫婦共働きの家庭が増加し続けている状況の中では、男女がともに家事や育児を分担し、家庭生活を築き上げることができるよう「仕事と生活の調和」の実現を目指していく必要があります。そのためには、男女の区別なく、これまでの仕事優先であった働き方を見直し、男女がともに健全な家庭生活を築いていくという認識が必要です。

子どもの医療機関の受診で困っていること



アンケート調査において、子どもの医療機関の受診で困ることがあると回答した方にその内容を尋ねたところ、「仕事を休めない・休みにくい」という回答が 54.9%と最も多く挙げられており、子どもが病気になったときでさえ、勤務の調整が困難な状況にある人が多いことが分かります。今後は、企業の子育て中の社員への理解と配慮を促し、子育てに配慮した柔軟な職場環境の整備を促進していく必要があります。

さらに、近年、ワークライフバランスが重要視される中で、男女ともに仕事と子育てを両立できるように多様な働き方に合わせた保育サービスの充実や子育て家庭に配慮した就業形態、職場環境の整備、夫婦がともに支えあい、子育てをしていく意識改革を促していく必要があります。

本町では、いろいろな情報や資料などにより、子育てと仕事の両立のための啓発活動や教育活動に取り組んできました。今後も、町内の雇用者及び労働者双方に対し、仕事と生活の調和実現の趣旨を周知し、理解と協力、実践を求めていく必要があります。

今後の方策

職業生活と家庭生活の両立

- ▶ 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- ▶ 2 仕事と子育ての両立の推進

仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し

前期から取り組んできた施策を引き続き継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

さらに、新たに家庭と企業の両立に関する情報提供を実施し、子育てと仕事がしやすい環境の支援を図ります。

| ※事業の名称と内容※ | ※当初※ (平成16年度) | 現 状 (平成21年度) | ※目標※ (平成26年度) | ※担当課※ |
|---|------------------|-----------------|------------------|----------------|
| 企業への啓発 | 充実 | 充実 | | 商工観光課 社会生活課 |
| 職業生活と家庭生活の両立を促すため、労働時間短縮の普及・啓発を行うとともに、先行事例などの情報提供や休暇取得を促進するための制度の創設を企業に働きかけていきます。 | | | | |
| 企業の自主的取り組みの促進 | 充実 | 充実 | | 商工観光課 社会生活課 |
| 職業生活と家庭生活の両立に取り組む企業に対し、顕彰や企業の取り組みの住民への公表等を行うとともに、企業の取り組みを一層促進していきます。 | | | | |

※ 家庭・地域みんなができること ※

企業は子育ての大切を理解し、勤務時間や休暇の調整しやすい職場環境をつくりましょう。
子育てをしながら働く人を温かく見守りましょう。
子育ての相談しやすい職場環境をつくりましょう。

仕事と子育ての両立

前期から取り組んできた施策を引き続き継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

さらに、新たに仕事と子育てに関するいろいろな情報提供を実施し、仕事復帰がスムーズにできるよう保育サービスの充実を図ります。

| ❖事業の名称と内容❖ | ❖当初❖ (平成16年度) | 現 状 (平成21年度) | ❖目標❖ (平成26年度) | ❖担当課❖ |
|---|------------------|-----------------|------------------|----------------|
| 育児休業制度の普及・啓発 | 充実 | 充実 | | 社会生活課 商工観光課 |
| 先行事例の紹介や休業期間中の会社情報の提供等を企業に働きかけるなど、休業取得者の不安の軽減を図っていきます。 | | | | |
| 職場の柔軟な勤務形態の実現 | 充実 | 充実 | | 社会生活課 商工観光課 |
| 育児・介護休業が取得しやすい職場をつくるため、次世代の育成を社会全体で支えることの意義について、企業等に周知を図っていくとともに、勤務時間短縮等の制度の実施など、職場環境の整備に係わる広報啓発を進めていきます。 | | | | |
| 出産・子育て後の職場復帰の支援 | 充実 | 充実 | | 社会生活課 商工観光課 |
| 出産、子育てのために、一旦、仕事を辞めた後の再就職が可能となるよう、情報提供や相談、自己啓発・能力開発のための講習、研修等、多様な支援を推進していきます。 | | | | |

❖ 家庭・地域みんなができること ❖

男女ともに育児休業制度などを活用しましょう。

家庭の中で協力し、家事や育児の分担をしましょう。

支援してもらえる人がいたら、遠慮せずに力を借りましょう。

夫婦共同による子育てや、仕事との両立を実現するため積極的な情報収集・サービス利用を行いましょう。

子どもと家庭の幸せを第一に考えた上で、保育サービスを活用しましょう。

子育てをしながら働く人を温かく見守りましょう。

6 子ども等の安全の確保

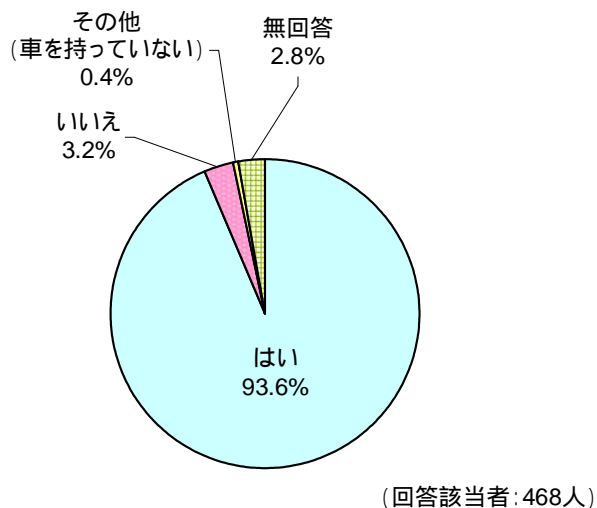
現状と課題

交通安全の取組について

車社会の現代において、子どもたちに対して交通安全の意識の啓発を図り、交通ルールと正しい交通マナーの実践を習慣づけていくことが大切です。本町では、警察、交通指導員等の協力を得て、保育所、幼稚園、小学校等において交通安全教育を開催し、年齢に応じた交通安全教育の徹底を図り、子どもたちの交通マナーやモラルの向上に努めています。今後は、保育所・幼稚園・警察・学校・関係団体などと連携を図り、地域におけるボランティアの育成も含め、交通事故防止に向けた地域の取り組みを一層強化していくことが重要です。

事故防止のためチャイルドシートを着用したか

【就学前児童の保護者】



また、保護者に対しては交通安全対策連絡協議会がチャイルドシートの正しい着用の徹底を重点事業に位置づけ、広く周知を図っています。

アンケート調査においては、子どもの事故防止のためのチャイルドシートの着用状況を尋ねたところ、93.6%が「はい」と回答しており、車を所持している乳幼児の保護者のほとんどが子どもにチャイルドシートを着用させたことが分かります。しかし、3.2%が「いいえ」と回答していることから、今後も装着率がさらに向上していくようチャイルドシート着用の普及啓発に引き続き努める必要があります。

本町では、保護者についてはとりわけ特に乳幼児の母親を対象とした啓発活動を強化しています。今後は、親子を対象とし、一緒に学べる参加・体験型の交通安全教室の開催も検討する必要があります。

防犯対策について

近年、子どもが巻き込まれる事故や事件の増加などにより、以前にも増して子どもたちが安心して安全に生活できる環境が脅かされ、危険にさらされるケースの増加が懸念されます。

町内の各地域においては、子どもの安全を守るため、「子ども110番の家」の設置、PTAによる防犯パトロール、書店やコンビニエンスストア等に対する有害図書等の立入調査、犯罪を未然に防止するための啓発などが行われています。

このような様々な対策や取り組みが工夫して実践されていますが、子どもの安全を守るためには、何より地域の大人たち一人ひとりが、「地域の子どもたちは地域で守る」という強い共通認識をもって、学校・警察・各種団体等との連携を強化しつつ、常に子どもの安全を継続的に見守っていくことが重要です。近年、地域のつながりが徐々に薄れていく状況にもあるため、地域の人々に、地域の子どもは地域で見守るという意識を啓発していく必要があります。

被害児童の保護について

不幸にも犯罪、児童虐待、いじめなどの被害に遭ってしまった子どもに対しては、精神的ダメージを軽減するため、関係機関と連携しながらカウンセリングなどのきめ細かな支援を行い、短期間で回復を図ることが求められます。そのためにも、早期対応による心のケア、助言指導の充実と、再発防止のための一時保護などの体制づくりが必要です。

今後の方策

子ども等の安全の確保

- ▶ 1 交通安全の確保
- ▶ 2 犯罪等の被害から子どもを守るための活動
- ▶ 3 被害に遭った子どもの保護

交通安全の確保

前期から取り組んできた施策を引き続き継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

| ※事業の名称と内容※ | ※当初※ (平成16年度) | 現 状 (平成21年度) | ※目標※ (平成26年度) | ※担当課※ |
|---|------------------|-----------------|------------------|-----------------------|
| 交通安全の啓発・広報 | 充実 | 充実 → | | 社会生活課 教育委員会 総務課 |
| 子どもや妊婦などが安心して通行できる安全な道路交環環境の整備を推進するとともに、事故の未然防止のための交通安全教育及び広報を推進していきます。 | | | | |
| チャイルドシート利用の普及・啓発 | 充実 | 充実 → | | 社会生活課 教育委員会 総務課 |
| チャイルドシートの使用方法及び効果について普及啓発活動を行うとともに情報提供等の充実策を推進していきます。 | | | | |

※ 家庭・地域のみんがができること ※

日頃から、歩行時、運転中を問わず交通安全を意識するとともに、子どもに注意を払いましょう。

小さい子どもの外遊びにはできるだけ付き添いましょう。

通学路等の安全確保に協力しましょう。

乳幼児を車に乗せるときは、チャイルドシートを適正に使用しましょう。

犯罪等の被害から子どもを守るための活動

前期から取り組んできた施策を引き続き継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

さらに、新たに安全確保に必要な情報提供を実施し、各関係機関と連携して防犯活動の支援を図ります。

| ❖事業の名称と内容❖ | ❖当初❖ (平成16年度) | 現 状 (平成21年度) | ❖目標❖ (平成26年度) | ❖担当課❖ |
|---|------------------|-----------------|------------------|-------------------------|
| 関係機関の連携の推進 | 充実 | 充実 → | | 社会生活課 教育委員会 警 察 署 |
| 警察、学校、児童福祉施設等の管理者、地域住民、保護者などが連携し、公園や通学路等への防犯灯の整備や、子どもに対する犯罪の発生状況、犯罪が頻発している場所といった、地域において安全を確保するために必要な情報の共有化の推進などの取り組みを進めていきます。 | | | | |
| 地域の防犯体制づくりの支援 | 充実 | 充実 → | | 社会生活課 教育委員会 警 察 署 |
| 子どもたちを対象とした防犯指導の推進や地域の防犯活動等への支援等を行うとともに、被害を受けた子どもやその家庭に対し、相談、カウンセリングを実施するなど、関係機関、団体と連携を図り推進していきます。 | | | | |

❖ 家庭・地域みんなができること ❖

地域の連携を強め、皆で子どもを見守り、危険と思われる行為・場所を見かけたときは関係機関に連絡、相談しましょう。

小さい子どもの外遊びにはできるだけ付き添いましょう。

子どもが、日没後や夜間に無断外出した場合などは、厳しく注意しましょう。

地域の防犯パトロールに協力しましょう。

通学路の安全確保に協力しましょう。

被害に遭った子どもの保護

前期から取り組んできた施策を引き続き継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

さらに、関係機関との連携により子どものアフターケアに努め、地域で子どもを見守る環境づくりの促進を図ります。

| ※事業の名称と内容※ | ※当初※ (平成16年度) | 現 状 (平成21年度) | ※目標※ (平成26年度) | ※担当課※ |
|--|------------------|-----------------|------------------|-------------------------|
| 被害にあった子どものケア体制づくり | 充実 | 充実 | | 社会生活課 教育委員会 健康福祉課 |
| <p>専門家によるケアをしていくとともに地域でのアフターケア体制の整備を行い、日常生活に支障のないような環境づくりを進めていきます。</p> | | | | |

※ 家庭・地域のみんがができること ※

犯罪はもちろん、虐待やいじめなどで、保護の必要だと思われる児童を見かけた場合には、速やかに関係機関に相談しましょう。
みんなで子どもを見守りましょう。

7 要保護児童への対応

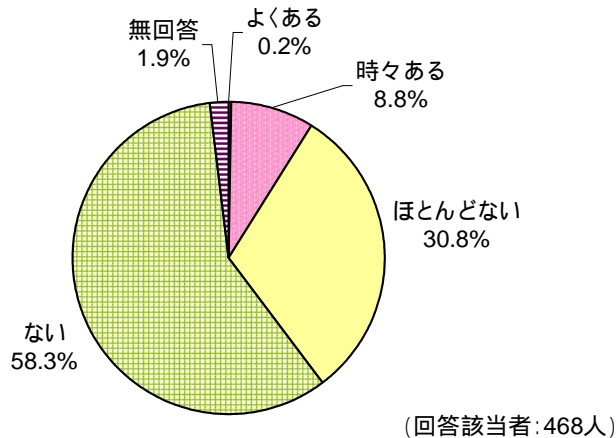
現状と課題

児童への虐待について

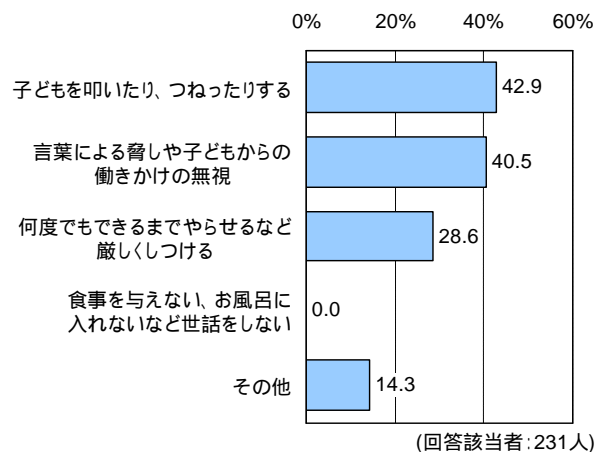
子育て中の親の育児に対する不安や負担感が増している中で、親自身の精神状態や子どもの発達状況などのさまざまな要因が複雑に絡み合い、生活上のストレスが子どもに向けてしまうケースの増加が懸念されています。

アンケート調査結果からは、全体の9.0%が子どもを虐待していると思うことがあると解答しており（「よくある」0.2%と「時々ある」8.8%の合計）児童の虐待が必ずしも現実離れた稀なケースというわけではないことが分かります。さらに、虐待していると思うと回答した方に、どんな時にそう思うか尋ねたところ、「子どもを叩いたり、つねったりする」ときが42.9%と最も多く挙げられていました。そのような行動がエスカレートし、虐待に及ぶことのないよう対策を講じる必要があります。

子どもを虐待していると思うことがあるか
【就学前児童の保護者】

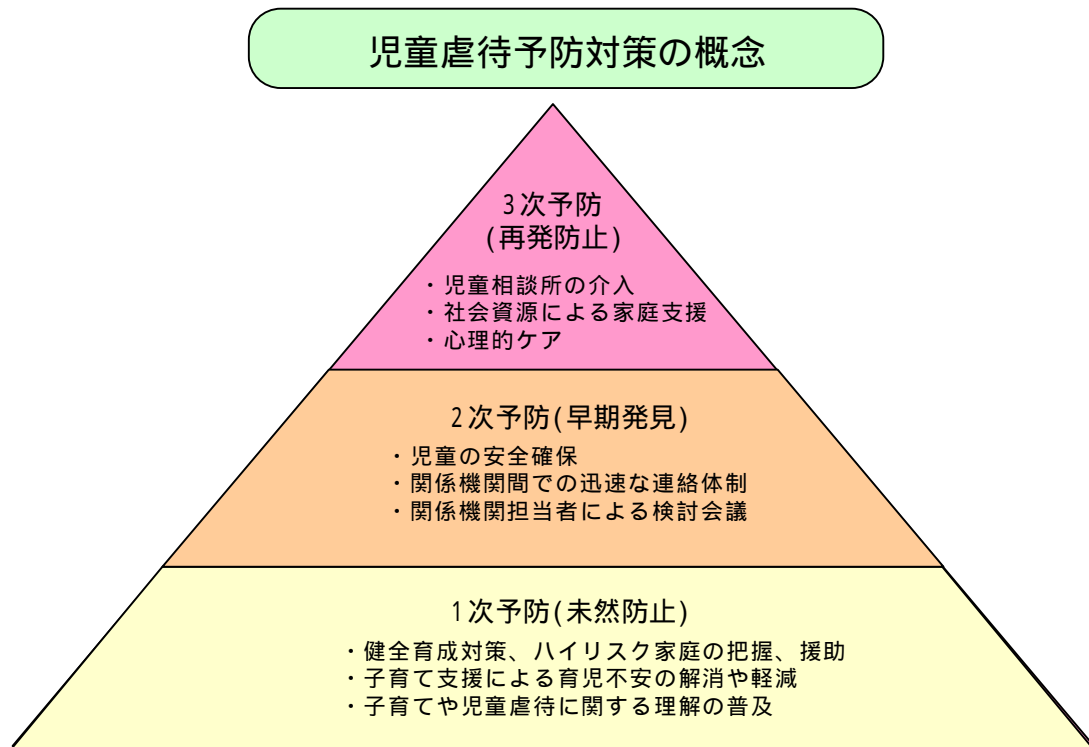


虐待していると思うのはどんな時か

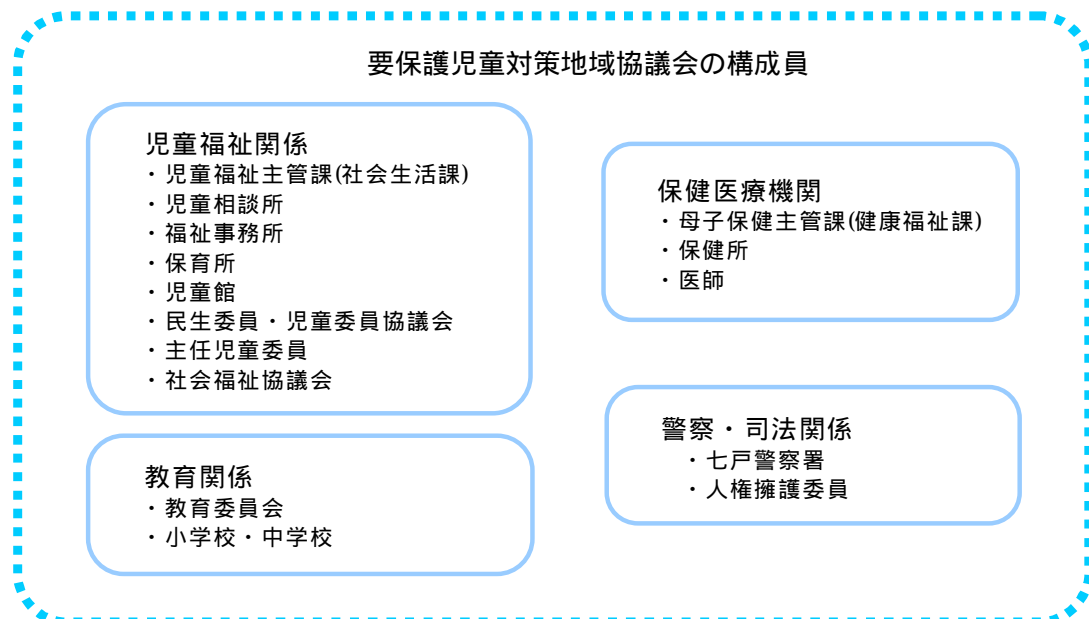


本町では、平成17年度に児童相談所、民生委員・児童委員、主任児童委員、保育所・幼稚園、学校、教育委員会、警察署、その他の関係機関からなる虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を設置し、虐待の予防、早期発見、早期対応等連携体制を整備してきました。今後も、虐待防止、早期発見はもちろんのこと、権利擁護の取組の推進、虐待を受けた子どもに対するケア体制も含めた児童虐待の問題に総合的に取り組んでいく体制をより一層強化していく必要があります。

児童虐待予防対策の流れと要保護児童対策地域協議会



- 各関係機関との連携 -



ひとり親家庭への支援について

近年、離婚や不慮の事故などによって母子家庭や父子家庭となった、いわゆる「ひとり親家庭」への支援が課題となっています。特に、母子家庭の場合は、就業面で不利な状況に置かれることが多いほか、養育費も得られにくいなど、経済的、精神的に不安定な状況に置かれるケースが多いようです。

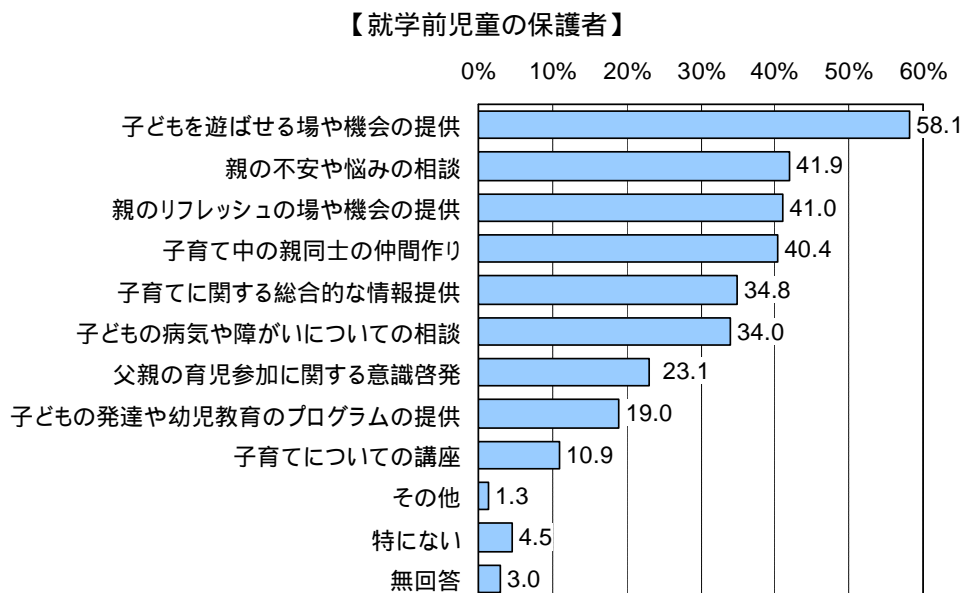
こうした状況を踏まえ、母子家庭などが安心して生活できるように経済的な支援だけでなく、育児相談や必要な情報提供を行うなど、自立に向けた様々な福祉サービスを充実することが必要となります。

現在、本町では、ひとり親家庭等に対して、保育サービスの優先利用、就労先、住居等の情報提供や、児童扶養手当の支給や医療費助成などの支援を円滑に行うことにより、その生活の安定と福祉の向上に努めています。さらに、役場の窓口及び関係機関の相談担当者が、ひとり親家庭等からの様々な相談に応じています。今後は、ひとり親家庭等が地域で安心して生活していけるよう、助成制度やサービス利用に関する情報提供・相談体制を一層強化していくとともに、母子家庭、父子家庭をあたたく見守る地域づくりを推進していく必要があります。

障がい児への支援について

一般に子育て世帯では、障がいや発達の遅れなどについて分からないことが多く、大きな不安を抱えています。アンケート調査では、日常の子育てを楽しく安心して行うために必要なサービスを尋ねたところ、「子どもの病気や障がいについての相談」という回答は34.0%を占めており、子どもの障がいや発達に関することで専門的な相談を求めている人が少なくないことが分かります。

日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービス



(回答該当者: 468人)

保護者の不安を軽減するためには、妊産婦や乳幼児の健診、学校健診等の充実により、健康づくり、障がいの発生予防、早期発見・早期対応に効果的に取り組める体制が不可欠です。さらに、障がい児を抱える保護者の多様なニーズに合わせた相談・支援体制の充実が求められます。そして、障がいのある子どもが、障がいのない子どもとともに身近な地域で成長することができるよう、保育所、幼稚園、学校等で連携した関係機関のネットワークのもと、障がいのある子どもの受け入れ体制の整備を推進していく必要があります。

さらに、本町では、障がいや発達に遅れのある子どもの保護者の会の活動支援を行っていますが、今後も保護者の参加をより一層促進していく必要があります。

今後の方策

要保護児童へのきめ細かな取り組みの推進

- ▶ 1 児童虐待防止対策の充実
- ▶ 2 ひとり親家庭等の自立支援
- ▶ 3 障がい児施策の推進

● 児童虐待防止対策の充実 ●

前期から取り組んできた施策を引き続き継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

さらに、現在実施している代表者及び実務者会議及び広報での虐待防止啓発をさらに充実させ、虐待防止対策のネットワークの活用及び機能強化を図ります。

| ❖事業の名称と内容❖ | ❖当初❖ (平成16年度) | 現 状 (平成21年度) | ❖目標❖ (平成26年度) | ❖担当課❖ |
|--|------------------|-----------------|------------------|-------------------------|
| 児童虐待防止の啓発 | 充実 | 充実 → | | 社会生活課 教育委員会 健康福祉課 |
| 虐待が重大な子どもの人権侵害であることを住民や関係機関に啓発し、地域全体で虐待防止に取り組む機運を醸成するとともに、虐待に関する通告義務の周知を図っていきます。 | | | | |
| 虐待防止ネットワークの強化 | | | | |
| 保育所、学校、保健センター等、関係機関はもとより、各種団体、地域住民等の参画を促進するなどネットワークの機能強化を図っていきます。 | 充実 | 充実 → | | 社会生活課 教育委員会 健康福祉課 |
| 総合的な権利擁護体制の整備 | 充実 | 充実 → | | 社会生活課 教育委員会 健康福祉課 |
| 児童虐待の予防の観点から早期発見、早期対応、保護、治療、家族の再統合にいたる虐待に対する総合的な権利擁護システムの整備を目指していきます。 | | | | |



❖ 家庭・地域みんなができること ❖

子どもとの関わり方に困ったら、一人で悩まず、身近な人や専門の窓口にご相談しましょう。子どもは地域で育てるという意識のもと、保護の必要だと思われる児童を見かけた場合には、関係機関に連絡し相談しましょう。地域に孤立する家庭がないように、日頃から近所づきあいを心がけ、互いに声をかけ合しましょう。

ひとり親家庭等の自立支援

前期から取り組んできた施策を引き続き継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

さらに、新たに関係機関と連携して充実した情報の提供を実施し、ひとり親の子育てや就労の支援を図ります。

| ❖事業の名称と内容❖ | ❖当初❖ (平成16年度) | 現 状 (平成21年度) | ❖目標❖ (平成26年度) | ❖担当課❖ |
|--|------------------|--|------------------|-------|
| ひとり親家庭等の就労、居住支援 | 充実 | 充実  | | 社会生活課 |
| 母子家庭等の子どものために、親が安心して子育てをしながら就労できるよう、保育所の優先入所や放課後児童クラブの優先的利用などの子育て支援策を促進するとともに、母子家庭の安定的就労や自立に向けた支援策の充実や居住支援等を行っていきます。 | | | | |
| 母子家庭等への情報提供及び相談支援 | 充実 | 充実  | | 社会生活課 |
| 相談及び情報提供体制の整備など、母子家庭等となった直後の生活の激変期における支援を推進していきます。 | | | | |

❖ 家庭・地域みんなができること ❖

さらなる自立にむけて必要なサービスの情報を収集し、有効に活用しましょう。
地域に孤立する家庭がないように、日頃から近所づきあいを心がけ、互いに声をかけ合いましょ。

障がい児施策の充実

前期から取り組んできた施策を引き続き継続するとともに、施策の実施状況を点検した上で、必要に応じて目標を再設定し、より良い施策の展開を図ります。

さらに、新たに障がいのある児童の向上を目指した保育サービス等を実施し、関係機関と連携しながら障がいのある児童の支援を図ります。

| ❖事業の名称と内容❖ | ❖当初❖ (平成16年度) | 現 状 (平成21年度) | ❖目標❖ (平成26年度) | ❖担当課❖ |
|---|------------------|-----------------|------------------|----------------|
| 障がい児保育の充実 | 充実 | 充実 | | 社会生活課 健康福祉課 |
| 居宅支援サービスの充実、さらには、保育所や放課後児童クラブ等への障がいのある子どもの適切な受け入れを促進し、家庭における子育てや介護負担の軽減、障がいのない子どもとの交流の促進など、障がいのある子どもとその保護者に対する多様な支援の充実を図っていきます。 | | | | |
| 障がい児支援ネットワークの構築 | 充実 | 充実 | | 社会生活課 健康福祉課 |
| 障がいのある子どもやその家族が抱える様々な問題に対応するため福祉、保健、教育の各関係機関による市町村域のネットワークの構築と機能の向上に取り組んでいきます。 | | | | |
| 障がいの早期発見と相談対応 | 充実 | 充実 | | 社会生活課 健康福祉課 |
| 乳幼児に対する健康診査等による障がいの早期発見を推進し、障がいのある子どもに対する相談、療育指導、訪問指導などを行うとともに、適切な医療の提供を図っていきます。 | | | | |
| 障がい児の教育相談・特別支援教育の推進 | 充実 | 充実 | | 社会生活課 教育委員会 |
| 障がいのある子どもが、乳幼児期から地域で学び育つ機会の拡充や環境づくりを推進し学校においては、専門知識や技能取得による教員の資質向上を図るとともに、進路指導等相談、支援体制を充実していきます。 | | | | |

❖ 家庭・地域みんなができること ❖

すべての子どもが安心して暮らして行けるように、地域の人々が障害に対する理解を深めましょう。

障がいと障がい児に対する理解と知識を深めましょう。

障がい児とその家庭を温かく見守り、支援をしましょう。

障がい児の親同士が語り合える場をつくっていきましょう。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画に掲げた施策や事業を総合的に推進するためには、行政だけではなく、家庭、地域社会、学校などの関係機関の協力が不可欠です。

計画の実現に向けて、家庭、地域社会、学校、保育施設などと連携を図りつつ、子どもの主体性や自主性を重視し、子どもの意見を尊重して諸施策に取り組んでいきます。円滑な事業実施に向けて、庁内の関係部局はもちろんのこと、町民、保育園、幼稚園、学校、NPO、その他のサービス提供者がお互いに連携し、かつ自由に意見を交換できる場を提供していきます。

また、少子化や子育ての問題は、家庭だけではなく社会全体の問題として、関係機関のみならず、地域の住民一人ひとりがそのことを自覚し、自分のできることは協力するという意識が必要です。本計画の実現に向けて、地域住民と行政が役割分担を明確に行い、子育て家庭を支援していく体制づくりを進めていきます。

2 計画の進捗管理

本計画において目標事業量を位置付けた特定保育サービスを中心に、計画の評価・点検・評価を行います。計画の進捗状況に応じて計画自体の見直しや予算編成・事業実施への反映も見据えた利用者の視点に立った点検・評価も併せて行い、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を確立させることを目標とします。

なお、計画は保健、福祉、医療、教育等総合的な取り組みが必要であることから、後期計画期間の平成22年度以降においても関係課及び外部の人材からなる次世代育成協議会を活用し、事業の実施状況の点検・評価等を行いながら計画の推進を図っていきます。また、協議会の開催にあたっては、必要に応じて庁内のワーキングを開き、実施状況の報告や目標達成が出来ない場合はその原因についての検討を行い、事業を推進します。

3 計画の周知、広報活動

本計画の趣旨は、社会全体で子育てを支え、住民一人ひとりが子どもの健全な育成に取り組んでいくことを町一丸となって目指すものです。

「次世代育成支援対策推進法」では、「市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表すること」とされています。本計画は前期計画から必要な見直しを行った平成22年度から平成26年度までの計画期間とした新たな計画であるため、各保育サービスや地域の子育て支援活動等の変更内容等を町の広報やホームページ等に速やかに公開し、本計画が町民に開かれたものとなり、また、その趣旨が広く理解を得られるよう努めます。

計画の実現に向けて、広く住民の理解と協力を得るために、本計画についての、町のホームページなど各種媒体を通じた計画の広報活動を推進します。





資料編



七戸町次世代育成支援行動計画策定協議会委員

| 番号 | 関係機関・団体 | 所属・職名 | 氏名 |
|----|-----------------|-------------|--------|
| 1 | 医師 | 天間地区 | 工藤 要一 |
| 2 | 七戸町民生委員・児童委員協議会 | 会長 | 花松 洋三 |
| 3 | 七戸地区保育研究会 | 会長（明照保育園長） | 青山 晃淳 |
| 4 | 天間地区保育所代表 | 道ノ上保育園長 | 工藤 喜代子 |
| 5 | 七戸町小・中学校長会 | 会長（七戸小学校長） | 佐藤 幸雄 |
| 6 | 七戸町主任児童委員 | 主任児童委員 | 兔内 佐智子 |
| 7 | 七戸地区父母の会代表 | 城南保育園父母の会会長 | 三上 一正 |
| 8 | 天間地区父母の会代表 | 榎林保育園保護者会会長 | 森田 千佳子 |
| 9 | 七戸地区母親クラブ代表 | ひまわり母親クラブ会長 | 奥山 美由紀 |
| 10 | 天間地区母親クラブ代表 | 西小なかよしクラブ会長 | 小又 千春 |
| 11 | 上北地域県民局地域健康福祉部 | 福祉調整課主幹 | 木村 理 |
| 12 | 七戸町教育委員会 | 学務課長 | 米沢 秀一 |
| 13 | 健康福祉課 | 課長 | 田中 順一 |
| 14 | 城南児童館 | 館長 | 向中野 良一 |
| 15 | 七戸町保健師 | 保健師 | 小又 陽子 |

七戸町次世代育成支援行動計画 (後期)

平成 22 年 3 月

発 行 七戸町

編 集 七戸町 社会生活課

〒039-2792 青森県上北郡七戸町字森ノ上 131 番地 4

電話 0176-68-2114 (代表)

FAX 0176-68-2486
